

経済産業省委託

電子商取引をめぐる環境に関する調査
(販売信用取引に係る調査研究)

平成 18 年 3 月

要 約

本委託調査は、文献調査と専門委員会による討議の両輪で推進した。文献資料調査の実施については、諸外国の販売信用法制度を調査するため、既存文献等の調査検証等を実施した。また、当研究所内に設置した専門委員会では、多様な専門家の意見を徴し、多角的な議論を行い、検証課題について議論を行った。また、討議テーマに応じて適宜講師を依頼し、個別テーマの専門家としての意見を聴取した。

実施した調査の概要と主な成果について調査項目別にまとめると以下のとおりである。

(1) わが国の電子商取引をめぐる与信・決済システムの現状

わが国の電子商取引や販売信用の状況については、さまざまな官庁統計、経済産業省並びにその他省庁による既存調査報告書、及び、(社)日本クレジット産業協会の資料などから、調査検証等を実施した。その結果、現状の取引をめぐる課題として、インターネットの利用者の増加に伴い、インターネット関連消費者トラブルが急増していること、詐欺的行為等不適切な販売や、情報漏洩・情報流出・なりすましも年々増加傾向にあることなどが明らかとなった。

(2) 電子商取引に係わる諸外国並びにわが国法制化の動向

諸外国の動向については、特に文献資料の豊富な米国、英国、ドイツ、フランスの四カ国を対象として調査した。文献調査では、「クレジット研究」のような当該分野に係わる既存専門調査研究書、及びウェブ検索を主とし、必要に応じて専門委員会の委員に講演を依頼し、委員会での質疑等を通じてアドバイスを頂くなどの方法により、実施した。

また、わが国関係法律については調査研究の対象を、「割賦販売法」、「特定商取引に関する法律」、「電子商取引に関する準則」のほかに、「電子署名及び認証業務に関する法律」、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法特例法」、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正の機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」などについて、その概要を法律の構成に沿って整理した。また、消費者トラブルや詐欺的行為等との

関連で、偽造カードの作成・所持・行使等に関することや電子計算機使用詐欺罪等の刑法についても整理・検証した。

各国法制の対象は与信事業者が主で、関連事業者を明確に規制対象としているところは見あたらない。ただ、英国は消費者信用に免許制を採用しているが、信用仲介者や信用照会業者なども含めている。関連事業者への対応は各国共通の課題といえよう。

はしがき

消費者の消費構造や生活習慣が大きく変化する中で、消費者信用取引は、その市場規模は供与額ベースで 73 兆円に達し、わが国の商取引の健全な発展と国民経済の活性化に寄与してきた。なかでもクレジットカードは、消費者の身近な決済手段として認知されており、特に今後はインターネットを用いた商取引の拡大にともない、簡単・安全な決済手段として更なる利用が見込まれる。

この新しい取引形態であるインターネット商取引は、システム・ネットワーク等に係る技術革新の動きに即応するかのような多様なサービス提供を可能としているが、一方で関与する当事者も複雑なものとなっている。

このため、複数の関連事業者の役割と責任の所在が不明確となり、消費者トラブルの発生や個人情報漏えい・流出するなどの事案も発生している。

このような状況において、クレジットカードを利用したインターネット商取引における問題などを中心に、消費者保護の推進と個人情報の保護等のあり方の検討に資するため、「販売信用取引における取引の現状と分析」に関する調査・検討を行った。

本調査においては、わが国の消費者信用取引並びに電子商取引の実態を明らかにした上で、諸外国の関係法制を概観し、わが国における販売信用取引のあり方について提言を行うものである。

本報告書が、わが国の消費者信用取引の健全な発展と消費者保護に資する関係法制の整備の参考として活用されれば幸いである。

2006 年 3 月

財団法人政策科学研究所

研究会委員名簿

委員

池本 誠司	池本法律事務所 弁護士
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
小出 篤	学習院大学 法学部 助教授
角田 美穂子	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 助教授
野澤 正充	立教大学 法務研究科 教授
藤原 静雄	筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）教授
山本 豊	京都大学大学院法学研究科 教授
渡辺 達徳	中央大学法科大学院 教授

（氏名50音順・敬称略）

オブザーバー

佐藤 達夫	経済産業省 商務情報政策局	取引信用課長
樋口 勝也		取引信用課 課長補佐
飯田 大介		取引信用課 課長補佐
鈴木 幸浩		取引信用課 課長補佐
前場 拓也		取引信用課 係長
藤野 亨		取引信用課 係長
岡谷 茂樹		取引信用課 調査員
笹尾 一洋		取引信用課 調査員

事務局

山藤 康夫	（財）政策科学研究所 主席研究員
勝木 知里	（財）政策科学研究所 主任研究員
松本 良啓	（財）政策科学研究所 客員研究員

目 次

要約

はしがき

研究会委員名簿

第1章 わが国の電子商取引をめぐる与信・決済システムの現状	1
1. 販売信用取引（与信・決済市場）の現況について	1
（1）わが国の販売信用取引の現状	1
（2）クレジットカード発行枚数と取引金額の推移	1
2. 電子商取引市場の動向について	3
（1）電子商取引市場規模の推移	3
（2）電子商取引と消費者の利用動向	4
3. 販売信用取引の仕組み（与信形態のモデル）	5
（1）2者間契約と3者間契約	5
（2）国際カードブランド	6
4. 電子商取引における支払い手段の現状（決済形態のモデル）	7
（1）支払い手段の多様化と販売信用取引	7
（2）取引媒介者としてのモール事業者の状況	8
（3）店頭取引と電子商取引との異同－クレジットカードの場合	9
5. 現状の取引をめぐる諸課題	10
（1）PIO-NETにみる電子商取引に係る消費者相談の状況	10
（2）電子商取引に係る問題点	12
第2章 消費者信用取引にかかる諸外国の法制化の動向	19
1. 諸外国の法制化の動向	19
（1）与信行為に関する法制	19
（2）個人情報に関する法制	48
2. わが国の関係法律の概要	61
（1）「割賦販売法」・「特定商取引に関する法律」・ 「電子商取引に関する準則」	61
（2）その他の民事法	66
（3）刑法	74
（4）不正アクセス行為の禁止等に関する法律	78
3. 諸外国の関係法律との比較	79
（1）関連事業者の責務と役割についての考察	79
（2）法の適用範囲等についての考察	80
（3）電子商取引とクレジットカード決済に関するルール等について	81
第3章 結語	84
参考文献	86
参考資料	87
電子商取引等に関する準則＜抜粋＞	87

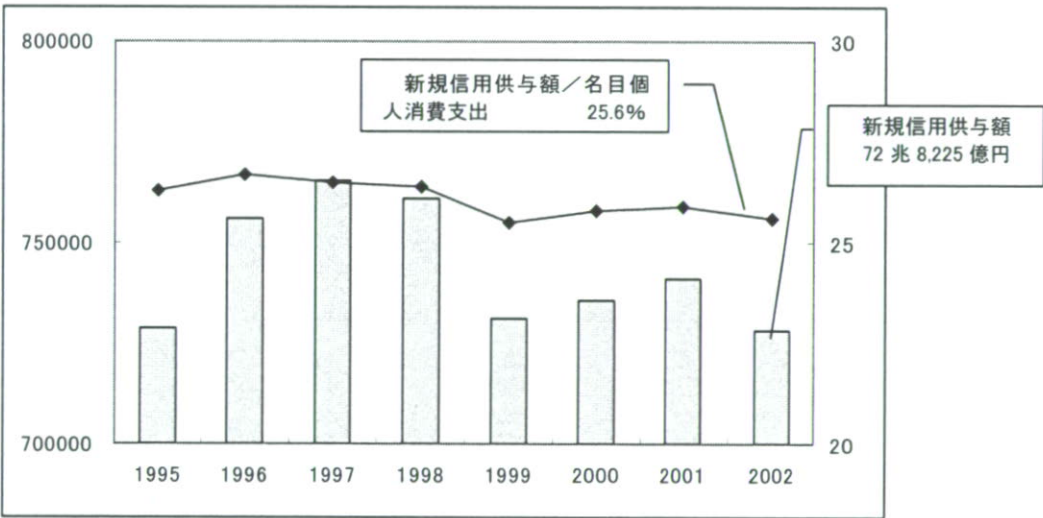
第 1 章 わが国の電子商取引をめぐる与信・決済システムの現状

1. 販売信用取引（与信・決済市場）の現況について

（1）わが国の販売信用取引の現状

わが国の消費者信用取引の新規信用供与額は、（社）日本クレジット産業協会の調べによると 2003 年には約 73 兆円に達し、名目個人消費支出の約 26% を占めるに至っている。

図表 1-1 名目個人消費と新規信用供与額の推移

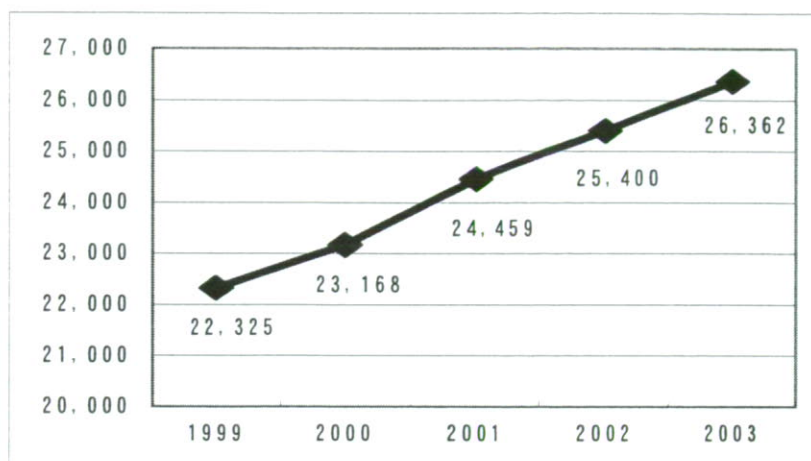


出典：（社）日本クレジット産業協会

（2）クレジットカード発行枚数と取引金額の推移

わが国のクレジットカード発行枚数は堅調に増加しており、2003 年には 2 億 6 千万枚を超え、これは、成人一人当たり約 2.6 枚のクレジットカードを保有している計算になる。

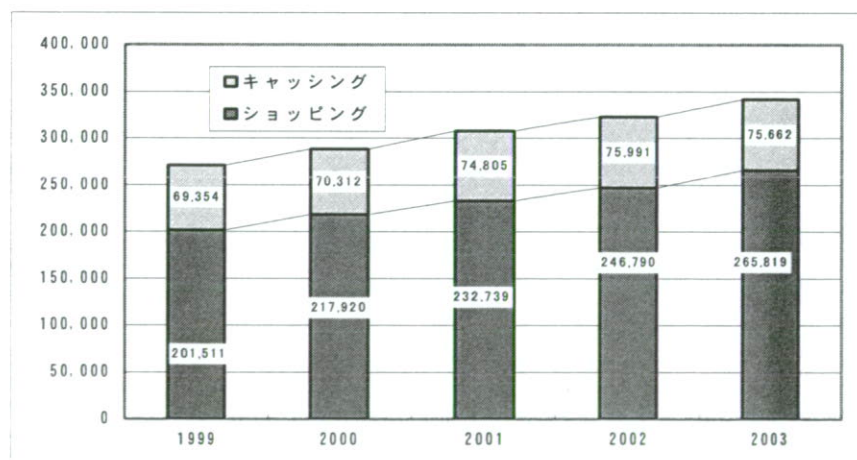
図表 1-2 クレジットカード発行枚数の推移



出典：(社) 日本クレジット産業協会

また、クレジットカードの取扱い規模は、34 兆円を超える規模に達しており、消費者の決済手段として深く浸透し、国民生活における決済手段の一つとして認知されている状況が伺える。

図表 1-3 クレジットカード信用供与額の推移



(社) 日本クレジット産業協会調べ

2. 電子商取引市場の動向について

(1) 電子商取引市場規模の推移

わが国では、『e-Japan 戦略』により、高速・超高速インターネットの利用環境の整備目標を早期に達成するとともに、IT の利活用面における基盤整備も進みつつある。

この計画のもと、ADSL やケーブルテレビ、光ファイバー等のいわゆるブロードバンド回線の普及により、通信速度が飛躍的に向上し、加えて、消費者利便の向上を背景に、総務省の『通信利用動向調査』によれば、わが国のインターネット利用者数は、7,948 万人、人口普及率は 69.4%となっている。特に、10 歳代から 30 歳代にかけての世代が 9 割を超えており、若年層を中心にインターネット利用が普及してきている。

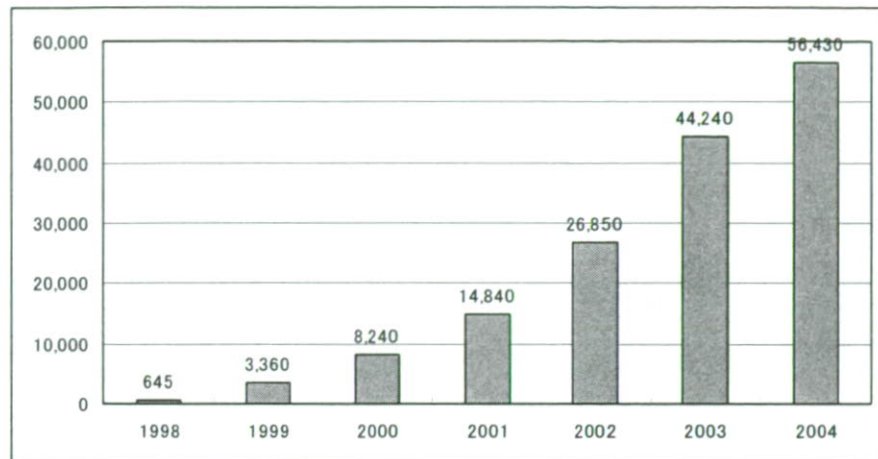
図表 1-4 インターネット利用の状況

	2001	2002	2003	2004
男性	53.0%	68.3%	72.4%	75.1%
女性	40.6%	55.9%	63.3%	64.0%
6-12 歳	49.2%	52.6%	61.9%	62.8%
13-19 歳	72.8%	88.1%	91.6%	90.7%
20-29 歳	68.5%	89.8%	90.1%	92.3%
30-39 歳	68.4%	85.0%	90.4%	90.5%
40-49 歳	59.0%	75.0%	84.5%	84.8%
50-59 歳	38.8%	53.1%	62.6%	65.8%
60-64 歳	19.2%	32.8%	39.0%	49.0%
65-69 歳	12.3%	15.9%	21.9%	27.3%
70-79 歳	5.8%	7.5%	12.1%	15.4%
80 歳以上	5.0%	0.9%	8.6%	6.9%

出典：総務省『通信利用動向調査』

このような状況を背景に、消費者向けの電子商取引市場の規模は、1999 年においては 3,360 億円であったものが、2004 年には 5 兆 6,430 億円となっており、5 年間で約 17 倍と大幅な拡大基調を持続している。

図表 1-5 消費者向け電子商取引取扱高の推移

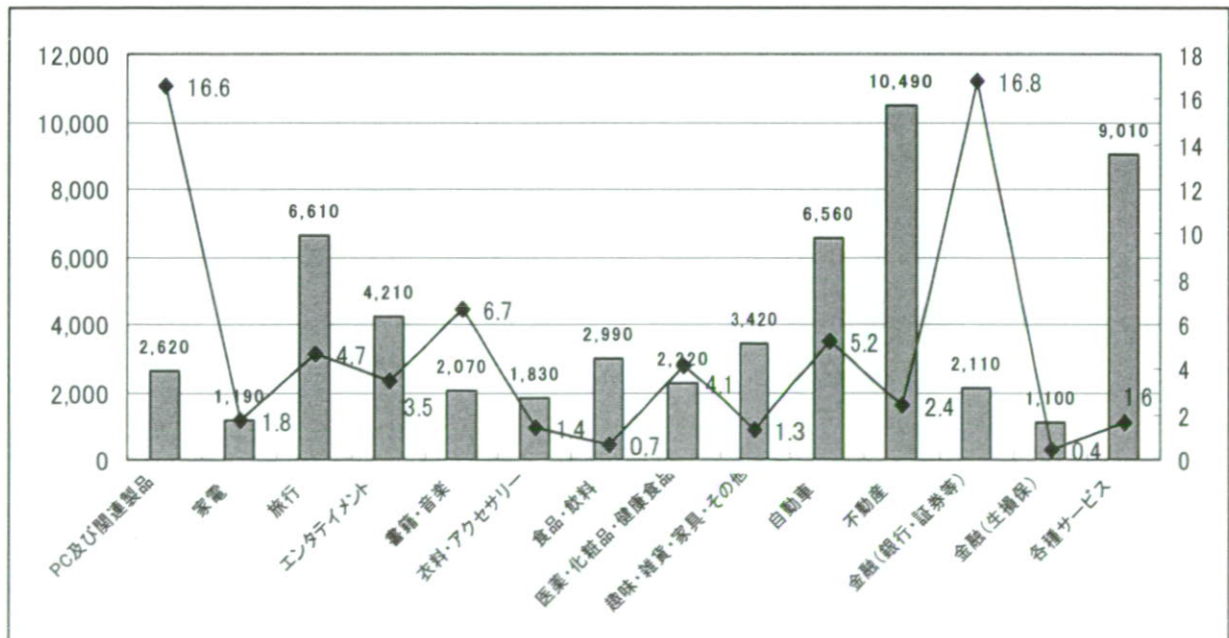


出典：経済産業省「平成 16 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」

(2) 電子商取引と消費者の利用動向

消費者向け電子商取引は、インターネットの普及と相まって 24 時間自宅にいながら多数の店舗・商品の中から欲しいものを選べるなどといった消費者の利便性が高いことから、「書籍・音楽」、「金融」、「医薬・化粧品・健康食品」、「家電」、「各種サービス」、「旅行」といった分野において利用がなされている。

図表 1-6 消費者向け電子商取引



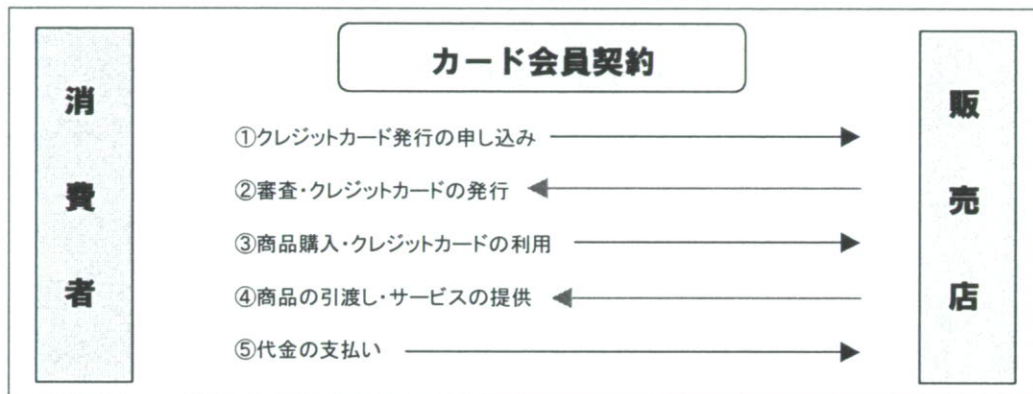
注) 電子商取引化率は、家計部門の最終消費、住宅投資金額に対する電子商取引市場規模金額の割合
出典：経済産業省「平成 16 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」

3. 販売信用取引の仕組み（与信形態のモデル）

（1）2 者間契約と 3 者間契約

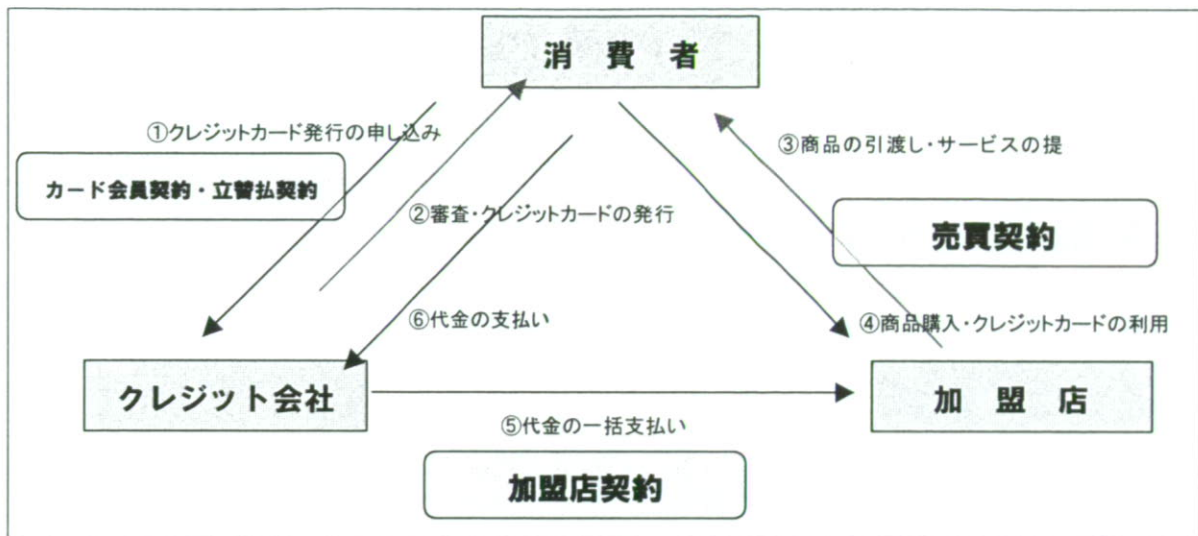
販売店自らが商品・サービス等の代金を後払いにする仕組みで、例えば、百貨店で商品を購入し、後日、当該百貨店に商品代金を支払うもので、商品等の購入先と代金の支払先はいずれも販売会社となり、契約の当事者は販売会社と消費者で、これを一般に「2 者間契約」という。

図表 1-7 2 者間契約の仕組み



これに対して、消費者と販売会社との間にクレジット会社が介在する仕組みがある。これは、販売店が当該クレジット会社の加盟店となり、消費者が加盟店で購入した商品等の代金をクレジット会社が立て替え、後日加盟店に代金相当分を支払い、消費者はクレジット会社に支払うことになる。契約の当事者は、消費者、加盟店（販売店）、クレジット会社となり、一般に「3 者間契約」という。そのため、商品の購入先と代金の支払先が異なり、後日、代金を支払う先はクレジット会社になる。

図表 1-8 3 者間契約の仕組み



(2) 国際カードブランド

国際カードブランドとして、VISA、MasterCard International、JCB、American Express、Diners Club があり、これらのブランドのクレジットカードは、国内のみならず世界中の加盟店で利用することができる。

VISA、MasterCard では、銀行、クレジット会社等の金融機関に自社のブランドマークを付したクレジットカードを当該国内において発行する権利や加盟店契約を締結する権利を供与するとともに、国際取引における販売承認及び決済に係るネットワークを提供している。つまり、VISA、MasterCard に参加する金融機関が実際のクレジットカード業務を行うことになる。

図表 1-9 国際ブランドの状況

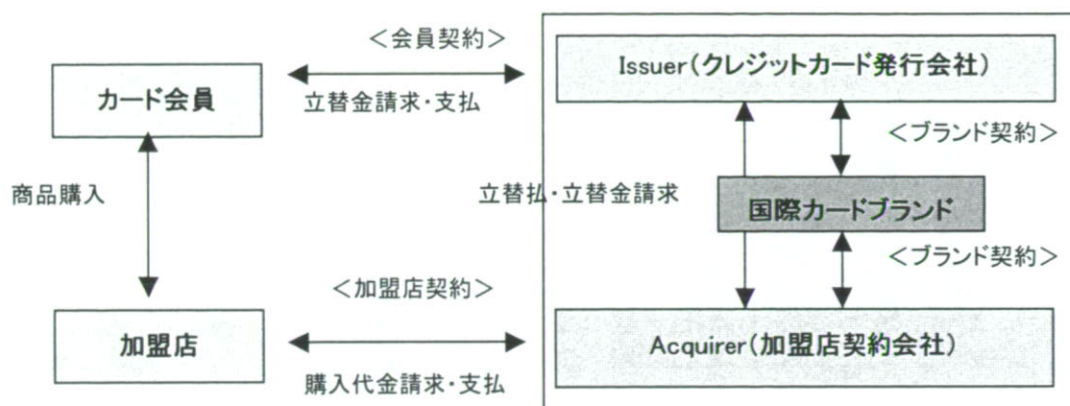
	VISA	MasterCard	JCB	AmericanExpress	DinersClub
発行枚数	12 億 2,616 万枚	6 億 7,950 万枚	5,514 万枚	6,540 万枚	NA
加盟店数	2,400 万店以上	2,300 万店以上	1,243 万店	NA	NA
取扱高	3 兆 4,228 億ドル	1 兆 4,552 億ドル	566 億ドル	4,161 億ドル	NA

出典：「月刊消費者信用」2005 年 9 月号

注：JCB は、2005 年 3 月期、それ以外は 2004 年 12 月期の数値

また、VISA、MasterCard International は、クレジットカードを消費者に対して発行しているカード会社を「Issuer」（イシューアー・クレジットカード発行会社）、加盟店契約を締結しているカード会社を「Acquirer」（アクワイアラ・加盟店契約会社）といい、以下のように整理される。

図表 1-10 クレジットカードの取引形態（VISA、MasterCard）



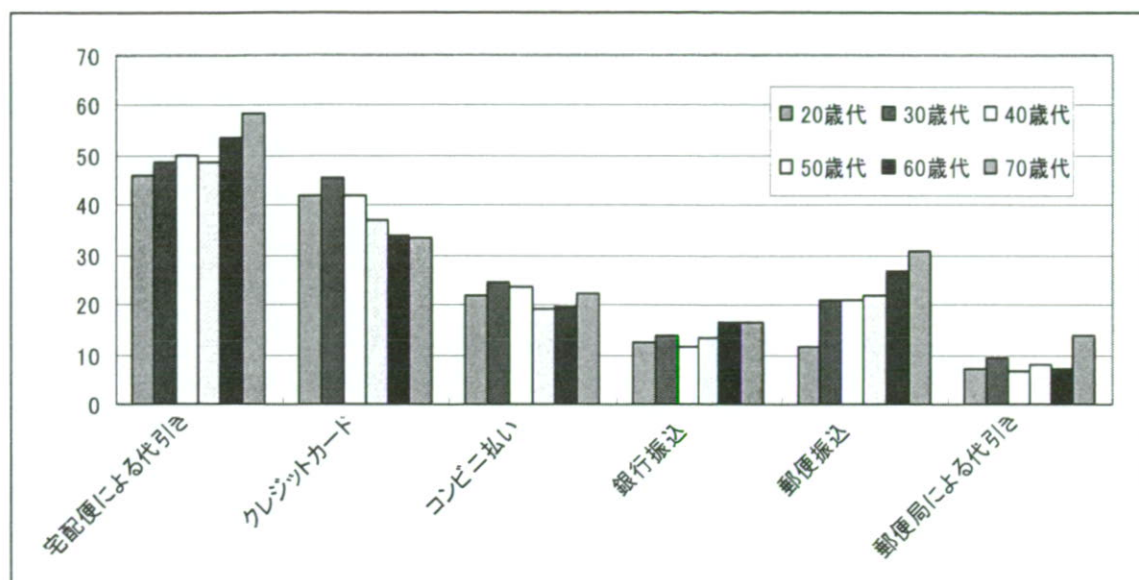
このように、図表 1-10 のような取引においては、クレジットカード発行会社（イシューア）と加盟店との間には、直接の加盟店契約は存在しない。しかしながら、加盟店契約会社とクレジットカード発行会社が一致する場合もあり、この場合には当該クレジットカード発行会社が加盟店契約会社を兼ねることとなり、当然に直接の加盟店契約を有することになる。

4. 電子商取引における支払い手段の現状（決済形態のモデル）

（1）支払い手段の多様化と販売信用取引

電子商取引では、「クレジットカード」「代引」「コンビニ支払い」「郵便振込」「銀行振込」「ネットバンク支払い」「電子マネー」等様々な支払手段が用意されている。このように多くの支払手段が用意されている電子商取引における実際の支払手段の利用状況については、図表 1-11 の日本郵政公社の調査によると、「宅配便による代金引換（現金払い）」を利用する割合が最も高く、次に「クレジットカード（インターネット上での支払い）」を利用する割合が高いという結果であった。

図表 1-11 消費者向け電子商取引の支払手段



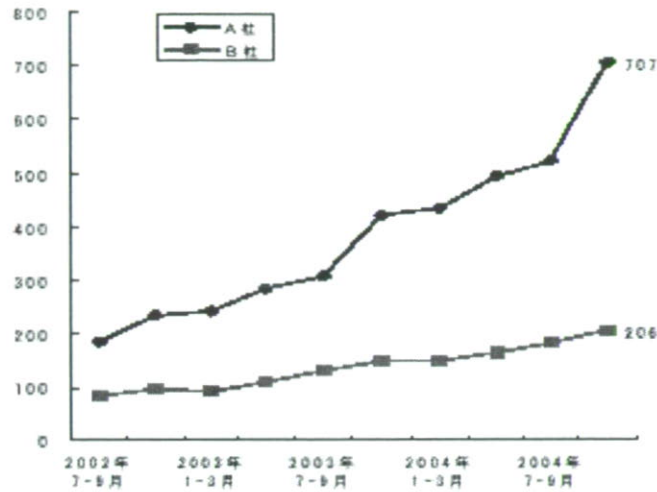
日本郵政公社「第9回 金融機関利用に関する意識調査（平成17年度）」結果

（2）取引媒介者としてのモール事業者の状況

電子商取引においては、多くの売り手と多くの消費者がネットワークを介し取引を行うこととなるため、モール運営事業者やオークション事業者等の役割が重要な位置を占めつつある。

つまり、売買契約等は、売り手と消費者の間で成立するものではあるが、モール運営事業者は、単に顧客勧誘のためのポータルサイトとしての役割を担うばかりではなく、取引の『場』の提供者として売り手である出店者の資格審査を行い、自社モールの信頼性確保等のための取り組みを行っている。また、モール事業者の中には、購入代金の支払いのための決済手段を提供し、消費者のみならず出品者の利便を図っているものもある。この結果、モール事業者の取扱高についても近年急増している状況にある。

図表 1-12 モール事業者の取扱高の推移



出典：経済産業省「インターネット商取引とクレジット事業研究会中間報告書」

（３）店頭取引と電子商取引との異同ークレジットカードの場合

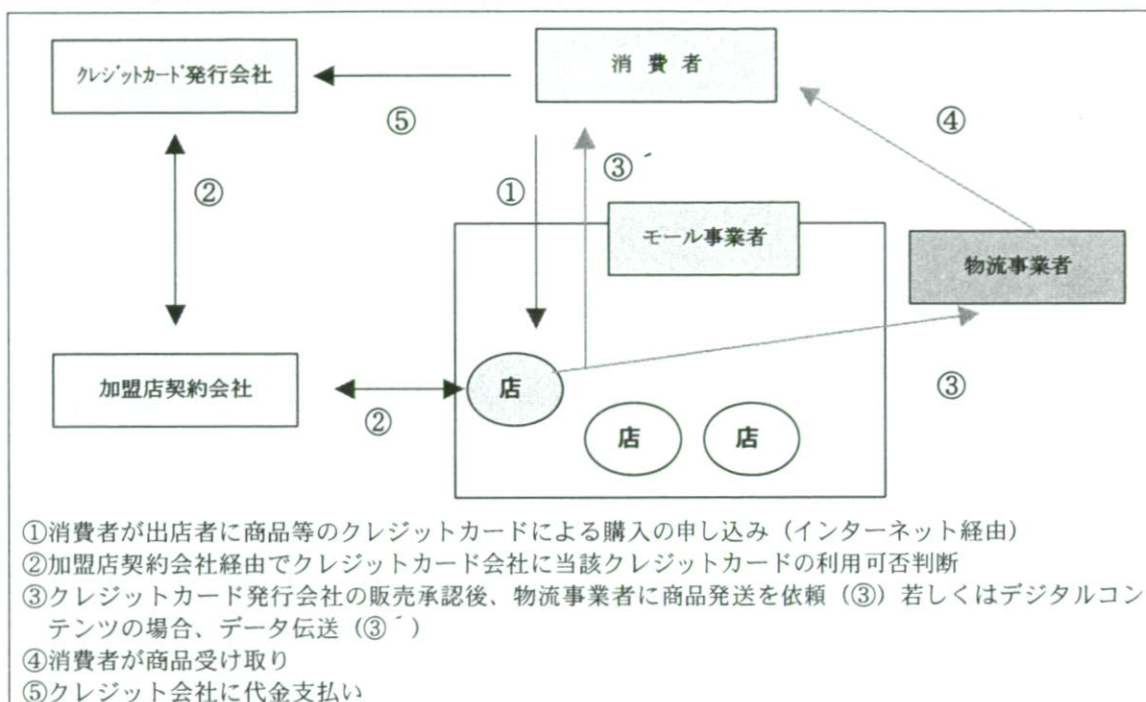
店頭取引におけるクレジットカード支払いの場合、消費者（カード会員）、店舗（加盟店）、加盟店契約会社、クレジットカード発行会社の４者間取引となるが、電子商取引の場合には、店舗、加盟店契約会社、クレジットカード発行会社に加え、モール事業者、物流業者が介在していることから、若干その関係が複雑化している。

特にモール事業者において、当該モールに出店する企業と消費者との間のゲートウェイとして、ネットワークを介する情報の伝達・仲介機能の役割も果たしている。

また、情報がネットワークを通じて電子的に処理されるものであり、情報複製の容易性、瞬時・広域に対する流通性、関係者の多様性など、リアル取引に比して特殊な点がある。

クレジットカードによる決済を利用した消費者向けの電子商取引は、一般に以下の手順により取引が行われる。

図表 1-13 消費者向け電子商取引とクレジットカード支払いの流れ



店頭でのクレジットカードショッピングにおいて、カード会員は、クレジットカードを提示し、カード裏面の署名と同一の署名を売上伝票に行い、加盟店は売上伝票に署名される署名とカード裏面の署名とを照合し、正当なクレジットカードの所有者であることを確認しているが、電子商取引の場合、「クレジットカード番号」「カード有効期限」の入力によってクレジットカードが利用可能となる場合が一般的である。

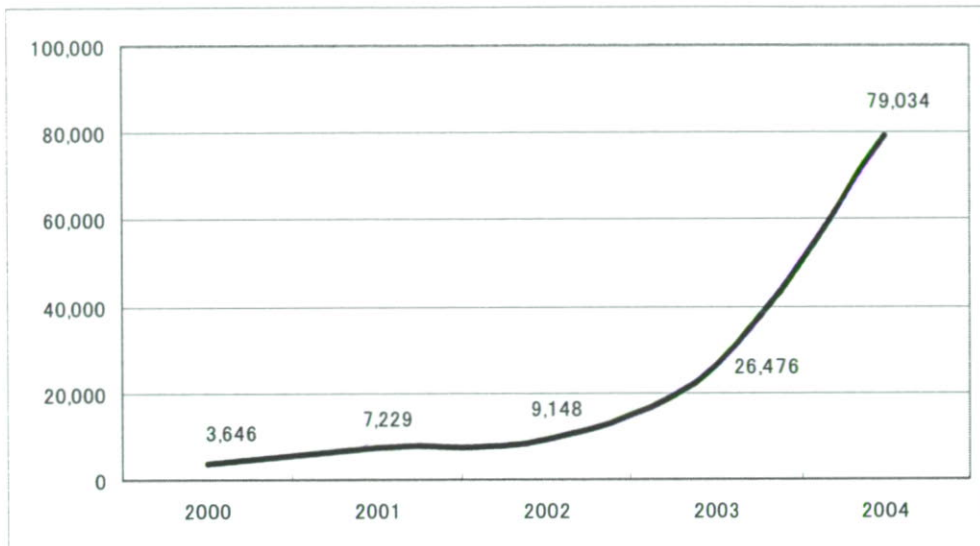
5. 現状の取引をめぐる諸課題

（1）PIO-NET にみる電子商取引に係る消費者相談の状況

上述のような消費者向け電子商取引が普及する一方で「実際に物を見ていないので不安」、「ネット上での決済は不安」、「個人情報の管理が信用できない」という消費者の不安もあるのもまた事実である。

実際、インターネットの利用者の増加に伴い、インターネット関連消費者トラブルも急増しており、独立行政法人国民生活センターの PIO-NET によれば、2004 年度各地の消費者センター等によせられたインターネット利用した取引関連の相談件数は 8 万件弱あり、2000 年度と比較すると約 20 倍以上増加していることになる。

図表 1-14 インターネット取引に係る消費者相談の状況



出典：独立行政法人国民生活センター

他方、インターネット上でカード情報等を詐取するフィッシング、ファームینگ等の新たな形態の犯罪の発生や、電子商取引における「なりすまし」による不正使用被害の発生増加が懸念されている。

クレジット事業者側では、特にクレジットカード決済の安全性を高め、「なりすまし」を排除するために、

- 1) カード券面情報による本人確認として、「クレジットカード番号」及び「有効期限」に加え、クレジットカードの表面若しくは裏面に印刷された数字列（3桁若しくは4桁）である「セキュリティコード」を入力することで、これらの項目を照合し、本人を確認する。
- 2) クレジットカード利用時において、「カード番号」「有効期限」に加え、①当該カード会員の属性情報（例えば、地番）を入力する、②本人の属性情報に加えセキュリティコードを入力し、カード発行会社で、これらの項目を照合し、本人を確認する。
- 3) 「3-D セキュア」と呼ばれる確認プロセスに基づく本人認証サービスとして、カード利用の際に、従来の「カード番号」「有効期限」に加え、本人専用のパスワードを入力し、当該パスワードをカード発行会社が直接照合する方法を用意している。

しかしながら、現状では、消費者向け電子商取引におけるこれらのなりすまし防止策が十分普及しているとは言い難い状況にある。

(2) 電子商取引に係る問題点

1) 詐欺的行為等不適切な販売

インターネットでは、リアル店舗と比較して、物理的な店舗を構える必要がないため、低コストでのビジネスの開始が可能であり、事業に不慣れな消費者がビジネスを始めることも容易である。加えて、オークションサイトや電子商取引を支援するインターネットショッピング・モールなどの環境が整備されてきたことにより、出店者は増加傾向にある。

インターネットショッピング・モールにおけるクレジットカード加盟店は、店頭取引における加盟店と比べると、モールへの出店及び閉店が容易であることから、これを悪用し、商品を発送せず、クレジット事業者からの支払だけを受けて行方をくらますなどの詐欺的事案の発生が懸念されている。

なお、消費者向け電子商取引においてクレジットカードによる支払いを行う場合、通常、加盟店契約会社が出店者に対して加盟店としての適格性を含めた審査を予め行う。また、加盟店契約締結後においては、なりすまし被害の場合においては、当該状況についての事実関係を確認した上で、クレジットカード発行会社は、支払請求をしないなど、消費者に経済的損害を回避するための措置を講じている。また、購入商品の未着や瑕疵がある場合には、「割賦販売法」適用取引であれば、同法に基づく「支払停止の抗弁」により抗弁事由が解消されるまではその支払いを留保する権利を購入者であるカード会員に認めている。

2) 情報漏えい・情報流出となりすまし

インターネットを中心とする急速な経済社会の情報化は、一方でネットワークの拡大に伴うリスクの増大をもたらし、情報セキュリティの重要性は益々高まってきている。しかしながら、2005 年度上半期において、事業者が公表した個人情報の漏えい・滅失・毀損事案は、内閣府国民生活局の調べによれば合計 894 件あり、年々増加する傾向にある。

図表 1-15 情報漏えいの状況

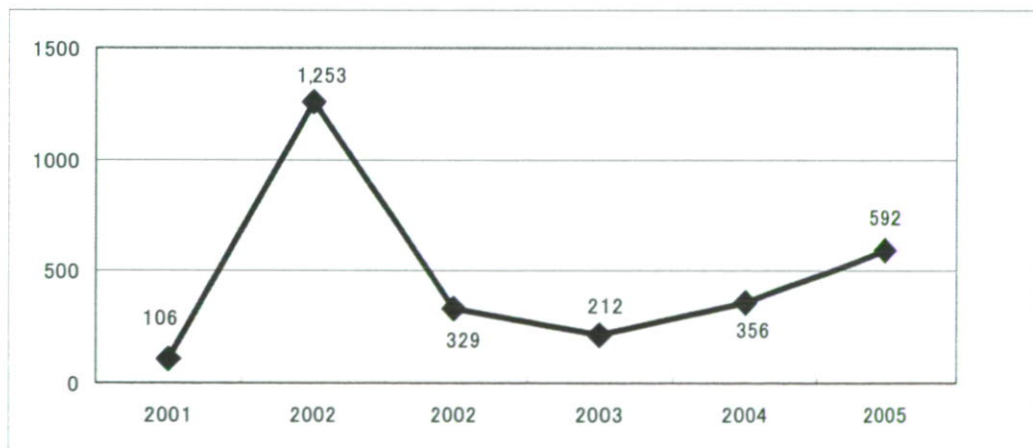
漏えいした人数	17 年度上半期		(参考) 16 年度	
	件数	割合	件数	割合
500 人以下	583	65.2%	291	71.9%
501～5,000 人	133	14.9%	80	19.8%
5,001～50,000 人	135	15.1%	18	4.4%
50,001 人以上	34	3.8%	11	2.7%
不明	9	1.0%	5	1.2%
合計	894	100.0%	405	100.0%

出典：内閣府国民生活局「個人情報保護法の施行状況について（平成 17 年度上半期）」

漏えいした個人情報の人数は、500 人以下の事案が全体の 65.2%を占めており、比較的小規模な事案が多いものの、昨年度と比較すると、5,001～50,000 人の事案の割合が増加しており、大規模な事案の割合が増えている。

また、ネットワークに接続する電子計算機に対する不正アクセス件数も増加してきており、警察庁の発表によれば、2005 年の不正アクセス行為の認知件数は 592 件で、前年比 66.3%の増加を記録し、この内、不正アクセス禁止法違反の検挙事件数は 94 事件、検挙人員は 116 人と、前年と比べ、それぞれ 29 事件、28 人増加した。

図表 1-16 不正アクセス行為の認知状況



注) 2001 年の数値は、不正アクセス禁止法の施行日（2001 年 2 月 13 日）から 12 月 31 日まで

注) 2002 年中の不正アクセス行為の多発は、ホームページ書換えプログラム（コンピュータ・ワーム）による

出典：国家公安委員会、総務省、経済産業省「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」

図表 1-17 不正アクセスの態様

	2001	2002	2003	2004	2005
不正アクセス禁止法違反	67	105	145	142	277
コンピュータ電磁的記録対象犯罪	63	30	55	55	73
電子計算機使用詐欺	48	18	34	42	49
電磁的記録不正作出・毀毀	11	8	12	8	17
電子計算機損壊等業務妨害	4	4	9	5	7
ネットワーク利用犯罪	1,209	1,471	1,649	1,884	2,811
詐欺	485	514	521	542	1,408
児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）	117	268	269	370	320
児童買春・児童ポルノ法違反（児童ポルノ）	128	140	102	85	136
青少年保護育成条例違反	10	70	120	136	174
わいせつ物頒布等	103	109	113	121	125
著作権法違反	31	37	95	82	109
脅迫	40	33	38	58	39
名誉毀損	42	27	46	26	47
その他	167	207	258	290	325
合　　計	1,339	1,606	1,849	2,081	3,161

※その他には、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、銃砲刀剣類所持等取締法、売春防止法、児童福祉法等の違反がある。

※ネットワーク利用犯罪の定義

犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。例えば、児童買春については、ネットワーク上で連絡を取り合った者同士がネットワーク上において児童買春に合意し、児童買春に及んでいる場合に限って計上しており、青少年保護育成条例違反についても、これと同様の考え方に基づいて計上している。

出典：図表 1-16 と同じ

同報告において、不正アクセス行為後の行為としては、他人になりすましての出品・入札等インターネット・オークションに関する不正操作（356 件）、他人のアイテムの不正取得等オンラインゲームの不正操作（140 件）、ホームページの改ざん・消去（31 件）、不正ファイルの蔵置不正なプログラムやフィッシング用ホームページデータの蔵置等（21 件）、電子メールの盗み見等情報の不正入手（18 件）、インターネットバンキングの利用権者のパスワード変更（6 件）、不正送金（5 件）となっている。

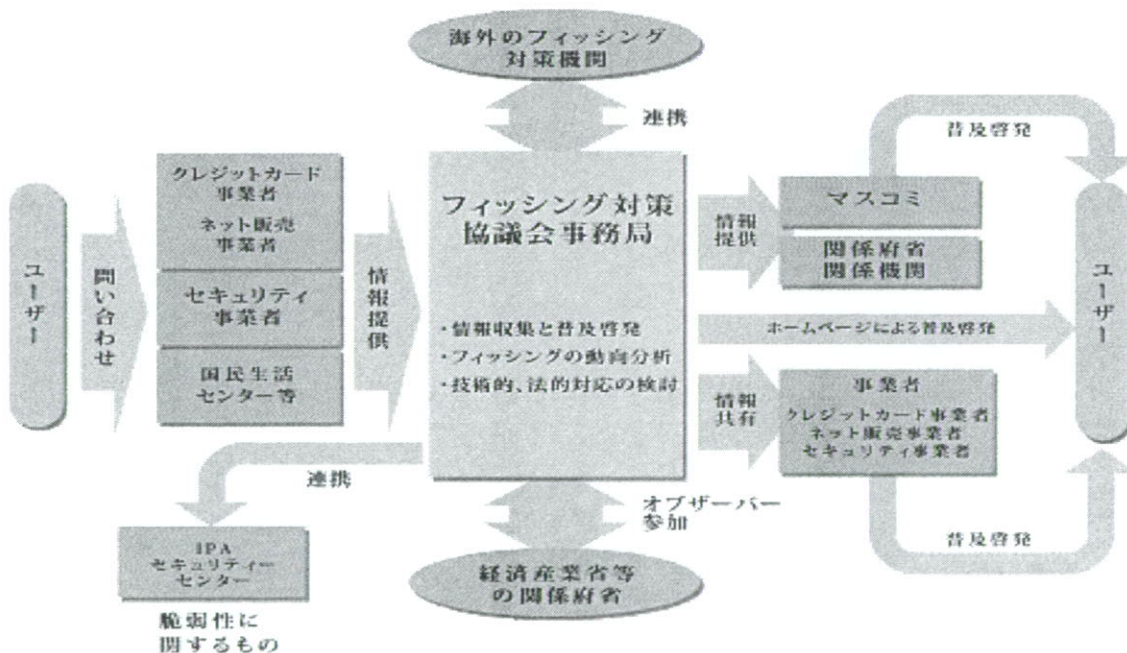
この不正アクセスについては、国内の電子計算機への不正アクセスによる事件の発生にとどまらず、海外の電子計算機への不正アクセスにより日本の顧客・消費者にも影響を与える事件も発生している。実際、米国の情報処理会社の業務用サーバが外部からの不正アクセスを受け、約 4,000 万人分のクレジットカード情報が流出する事件が 2005 年に発生し、日本の被害として、情報が流出した可能性のあるカード会員数 76,864 人、不正使用件数 822 件、不正使

用被害額約1億2,900万円といった事件も発生している。

さらに、クレジット会社や銀行等の企業を装った偽の電子メールを送り、認証のためと称する文言により、企業のホームページと酷似した偽のサイトに誘い込み、クレジットカード番号や暗証番号などを入力させるいわゆる「フィッシング詐欺」が、2004 年秋以降、わが国においても被害の発生が報告されたことから、2005 年4月に「フィッシング対策協議会」が設立された。

同協議会では、(1) フィッシングに関する情報収集・提供、(2) フィッシングの動向分析、(3) 技術・制度的対応の検討、(4) 海外機関との連携フィッシングに対する情報収集・提供、注意喚起等の活動を中心とした対策を促進することとしている。

図表 1-18 「フィッシング対策協議会」の概要



インターネット商取引においては、取引に関与する者が、リアル取引と比べて多くなる。また、インターネットは、あらゆる主体がネットワークで接続され不特定多数の者が利用するネットワークであることから、店頭取引に比べ日常的に脅威が増大し、消費者の個人情報の漏えいや窃取の危険に直面する機会が多く、個人のプライバシーが侵害される恐れがある。

また、店頭でのクレジットカードショッピングと比べ本人確認が十分行われているとはいえず、なりすまし被害が懸念されている。つまり、店頭取引の

場合、クレジットカードで購入する消費者のサインにより本人確認を行っていることに對し、電子商取引の場合、フォームに入力されたクレジットカード番号や有効期限などの情報だけをもってカード会員本人であること確認することになるため、カード会員の「クレジットカード番号」と「有効期限」などの個人情報漏えいしたり、窃取された場合、これらを用いての第三者による「なりすまし」購入の被害も発生している。

3) その他制度的課題

モール事業者は、消費者向け電子商取引において重要な機能を果たす一方で、その規約等において原則として責任を負わないとしている。これは、モール事業者は、取引の「場」を提供する事業者であり、個々の取引（売買契約及び役務提供契約等）は、出店者と購入者の二者間の取引であって、基本的には、二者の間の問題として解決されるべきとの考えのもと、モール事業者の「免責」規定を設け、民事上の責任を負わないこととしている。

しかしながら、当該モール事業者等は、買い手の情報収集・出店店舗の信頼性の判断に一定の役割を果たしているものと考えられる。このため利用者が売買取引や支払において何らかのトラブルに巻き込まれた場合において、モール事業者等もクレジット事業者と協力して、情報提供や問題解決に努めるなどの役割を果たすことが期待されている。

図表 1-19 A 社における免責事項

〇〇サイトは、お客様に取引の「場」を提供するものです。お客様が〇〇サイトを通して行う「取引」（お買い物、旅行・宿泊・ゴルフ等の予約、フリマまたはスーパーオークションへの参加、プレゼント応募、各ショップへの資料請求・問い合わせ、掲示板の利用等をいいます）はすべてお客様と「サービス提供者」（ショップ、フリマの出品者、宿泊施設またはその代理店、提携ゴルフ場、〇〇広場内のホームページ開設者等、取引の対象となる商品またはサービスを提供する者をいいます）との間で直接行っていただくものです。当グループ各社は、取引の当事者とはならず、取引に関する責任は負いません。したがって、万一取引に関してトラブルが生じた際には、お客様とサービス提供者との間で直接解決していただくことになります。

サービス提供者、取引の内容、取扱商品、サービス、ウェブページ上の記載内容、サービス提供者における個人情報の取扱い等につきましては、サービス提供者に直接お問合せください。これらに関する内容の真偽、正確性、

最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について当グループは一切保証いたしません。

通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当グループのサービスに関してお客様に生じた損害について、当グループは一切責任を負わないものとします。

当グループは、当グループのウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。

当グループは、お客様およびサービス提供者に対し、適宜情報提供やアドバイスをを行うことがあります。それにより責任を負うものではありません。

また、クレジットカード利用に当たっては、カード会員とクレジットカード発行会社間においてはクレジットカード会員規約が、また、加盟店と加盟店契約会社の間には加盟店契約があり、それぞれの契約で権利関係が規定されている。

通常、店舗販売による加盟店契約の締結に際しては、クレジット会社では当該販売業者の経営の安定性、継続性や取扱商品の内容、販売方法等について厳格な審査を行っている。また、クレジットカード取引による商品等の購入に際し、オーソリゼーション（販売承認手続）の実施、クレーム等への対応を課し、取引の安全性確保に努めている。しかしながら、インターネット商取引においては、その取引の特性から個人事業者若しくは個人、小額取引、デジタルコンテンツの購入等、従来、クレジットの加盟店として若しくはクレジット取引の対象ではなかったものといえよう。特に、販売事業者が個人事業者若しくは個人である場合、モール事業者や決済代行会社を利用することでクレジットカードによる決済が行われることになる。

しかしながら、利用者が、支払においてトラブルに巻き込まれた場合、販売者（出店者）、クレジットカード発行会社と加盟店契約会社との関係に加えて、モール事業者との間の責任関係を明確にされない限り、顧客が不安定な状況におかれることになる。このため、2005年10月に公表された経済産業省『インターネット商取引とクレジット事業研究会』中間報告においては、「例えば、①商品の瑕疵により、利用者が返品を行う場合において、事実確認の手続き及

び返金処理の扱いにつき加盟店とクレジット会社間で役割分担や手続きが明確化されていれば、抗弁の迅速な処理が可能となる場合、②店舗の詐欺など関係者間でトラブル時の費用負担を分担しなければならない場合等」について、責任関係を予め明確に整理しておく必要性があると指摘している。

第2章 消費者信用取引にかかる諸外国の法制化の動向

1. 諸外国の法制化の動向

本章では、諸外国がどのような販売信用法制を採用しているかについて整理することとしたい。与信行為に関する諸外国の法制については、文献の多い、米国・英国・ドイツ・フランスの4ヶ国を対象とした。

次に、決済行為に関しては、個人情報カード情報として漏洩する事案が発生しており、個人情報に関する法制について検討しておく必要がある。そこで、上記4ヶ国の個人情報保護法制についてあわせて整理することとした。

(1) 与信行為に関する法制

ここでは、まず各国の状況について概観を示し、その上で、議論の対象となることの多い、適用範囲、業規制、民事ルールの3点についてみていくこととする。

1) 米国

①概観

・貸付真実法の制定経緯

米国においては、クレジット取引が広まっていった当初、クレジット取引の内容が複雑で、また専門的であったため、消費者が契約締結時に理解していた以上の手数料を支払う事態が続出した。

これに対し、各州では、州法で取引内容の開示規制を行い、消費者の保護を図った。しかし、州間での用語矛盾が生じ、混乱が生じてしまった。

上記の実態と、州法での問題点を解決するため、連邦法による統一的な消費者保護法制の必要性が唱えられるに至った。これを受けて立法活動がなされ、1968年、連邦消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act）の第1編「消費者信用コストの開示」として、貸付真実法（Truth in Lending Act）が制定され、翌年施行された。

・貸付真実法の目的

消費者信用（credit）を利用するか否か、利用するとしてどのような事業者から利用するか、どのような内容の信用供与の方法を利用するかについて、消費者が十分な判断資料に基づいて選択・決定することで、経済の安定を向上させ、与信事業者間の公正な競争を強化させる。

かかる考え方を前提として、①信用コストの比較可能性を確保し、与信事業者間の公正な競争を強化する②不正確で不公正な支払請求やクレジットカード慣行から消費者を保護することを目的としている。

上記目的を達成するため、貸付真実法はさまざまな規制を設けている。

②適用範囲

貸付真実法は「消費者信用取引」を対象としているが、その適用範囲に関しては、明確に定めておらず、同法の施行規則である規則 Z によって明確化されている。

規則 Z によると、まず「消費者信用」とは、主として個人、家族、世帯目的で消費者に信用供与されたものである（規則 226. 2 (a) (14)）。

そして適用範囲は、①消費者に対する信用供与で、②それが常時行われており、③金融料を課しているか、あるいは書面による 4 回以上の分割払いであって、④主に個人、家族、世帯目的で行われる場合、と定めている（規則 226. 1 (c) (2)）。

上記の要件をすべて満たした取引のみが、適用対象となる。よって、我が国でいう販売信用と消費者金融は、貸付真実法の対象に含まれる。なお、クレジットカード取引については回数や期間の限定がなく、上記以外の場合にも適用対象となることがある。

また、「信用」とは、債務の支払猶予を受け、又は債務を負担してその支払猶予を受ける権利、と定義されている（法 103 条 (e)、規則 226. 2 (a) (14)）。

・適用除外

上記の要件を満たす場合であっても、以下の適用除外に当たる場合には、本法が適用されない（法 104 条、規則 226. 3）。かかる除外制度を設けたのは、

貸付真実法以外の法律で保護が図られている点、及び本法が自己防衛するだけの資力のない低所得者層を主たる保護の対象としている点に由来するといわれている。

(適用除外事由)

- ・ 事業、商業、農業目的の信用。
- ・ 政府関係機関、自然人以外の者に対する信用。
- ・ 証券取引委員会に登録された仲立人・販売業者との間の、証券又は商品先物取引勘定取引。
- ・ 不動産又は消費者の主たる住居で使用される動産上に、担保権が設定されることとなる信用取引を除く信用取引で、信用供与総額が 25,000 ドルを超える場合。
- ・ 公益企業に対する料金表による取引で、州の規制機関が料金、延滞料、早期払いの割引につき規制している場合。
- ・ 家庭用燃料家計プラン。
- ・ 1965 年高等教育法第 4 編によって認可されたプログラムに従って行われ、保険され、保証された学生貸付プログラム。
- ・ その他、連邦準備制度理事会が、貸付真実法の目的を達成するにあたり、その適用が必要でないと判断した取引。

・ 法の定める取引類型

貸付真実法では、「消費者信用取引」を、「オープンエンド信用プラン」とそれ以外のものに分けているが、規則 Z では、それ以外のものを「クローズエンド信用プラン」とまとめており、この 2 種類に整理されている。

オープンエンド信用プラン	①合理的にみて債権者が反復的取引を予定している信用プランで、②未払い残高に基づいて随時計算され得る金融料を設けているものであり、③当該プランの期間中に信用供与される総額（債権者による信用限度内に限る）がすべての未払い残高を返済する範囲内で利用可能な場合をいう。上記 3 要件のうち、①と②は法の定義である（103 条 (i)）が、③は規則 Z で付加されたものである（規則 226. 2 (a) (20)）。
クローズエンド信用プラン	これは、オープンエンド信用プラン以外の消費者信用とされている（規則 226. 2 (a) (10)）。実際には、固定された返済計画が立てられている場合を予定している、といわれる。

③業規制

米国では、貸付真実法の対象となる金融機関が法を遵守しているかどうかについて、複数の行政機関が監視している。

具体的には、連邦免許銀行については通貨管理官局、連邦免許銀行以外の連邦準備制度加盟銀行については連邦準備制度理事会、連邦準備制度の会員ではないが預金保険に加入している銀行については連邦預金保険公社、連邦預金保険公社による保険に加入していない預貯金機関については貯蓄監督局、連邦消費者信用組合については連邦消費者信用組合局、その他の信用供与者については連邦取引委員会が監視している。

このように複数の機関によることとなったのは、対象となる金融機関の多くが、既に複数の連邦機関によって規制されており、通常そのような連邦機関は所轄する金融機関に対して定期的に検査を行っていたため、貸付真実法の遵守を監視するに適していると考えられたからである。

なお、上記は連邦レベルの規制だが、州においては、司法長官や州銀行局、州保険局のような機関が、事業者に対して許可を与えたり、規制をする義務を負っている。さらに、司法長官や消費者信用・保険のような事業を規制する部署は、違法なビジネス慣行の差止命令を発する権限を有している。

④民事ルール

【抗弁権の接続】

米国においては、連邦法レベルでも、州法でも、抗弁の対抗に関する規定が多く設けられている。

・クレジットカード使用の場合

連邦消費者信用保護法の 1973 年改正により、同法第 1 編に「信用の支払請求」に関する第 4 章が設けられ、その 170 条で、クレジットカード保有者の抗弁について、次のような規定が設けられるに至った。

(170 条の規定)

オープン・エンド消費者信用プランに従いクレジットカードをカード保有者に発行したカード発行者は、以下の場合には、支払又は信用供与の手段としてそのクレジットカードが使用された取引から生じるすべての請求権（不法行為

の請求権を除く) 及び抗弁を対抗されるものとする。

- 〔1〕 債務者が、クレジットカードの使用を認めた者との間でその取引に関する争い又は問題について、納得のゆく解決を得るための試みを誠実に行った場合であり、かつ、
- 〔2〕 その取引金額が 50 ドルを超えており、かつ、
- 〔3〕 その取引の行なわれた場所が、カード保有者が事前に教えた郵便の宛所と同一州内にあるか、又はその宛所から 100 マイル以内にある。

但し、クレジットカードの使用を認めた者が、①カード発行者と同一人物である、②カード発行者により支配されている、③カード発行者とともに直接もしくは間接に共通の支配の下に置かれている、④カード発行者の製品又は役務について販売権を与えられている業者である、⑤カード発行者からの郵便により購入を勧誘されたカード保有者から注文を得た、のいずれかに当たる場合の取引には、〔2〕と〔3〕は適用されない。

上記の要件を満たしたとき、カード保有者は、請求権や抗弁を対抗できるが、その請求権又は抗弁の金額は、カード保有者がカード発行者又はクレジットカードの使用を認めた者に対し最初にその請求権又は抗弁を通知した時に、その取引に関し未払いとなっていた信用の金額を超えてはならない。

・その他の場合

次に、カードを使用しない場合でも、統一消費者信用法典 (Uniform Consumer Credit Code) は、以下の条件をひとつでも満たすとき、融資者に対して抗弁を対抗できると定めている (統一消費者信用法典 3. 405)。

- a 販売業者等が手数料、仲介料、紹介料をとって融資の斡旋をしたことを融資者が知っていた場合。
- b 融資者と販売業者等が人的に関連している場合。ただし、その関連が遠いとき、及び取引の一要素となっていないときは除く。
- c 販売業者等が融資を保証し、又は債務の肩代わりをする場合。
- d 融資者が、融資を証明する契約書を販売業者等に直接に提供し、かつ、販売業者等が信用供与条件を知り、当該契約書の作成に参加した場合。
- e 融資が特定の販売業者等からの購入等を条件として行われる場合。ただ

し、融資者による融資の返還金の販売業者等への支払それ自体では、融資が条件としたものであるとはいえない。

- f 融資者が、融資実行前に、特定の販売業者等との取引ないし当該販売業者の記録から、当該特定の販売業者等と他の購入者等との間に債務不履行等から実質的に問題が生じ、かつ、当該販売業者等が当該問題を知悉した後の適当な時間的余裕の間に特定の販売業者等の債務不履行から回復できないでいることを知っていた場合。

よって、この統一法典を採択した州では、この規定に基づいて抗弁を対抗することができる。

【既払い金の返還】

クレジットカード取引について、カード保有者により主張される請求権又は抗弁の金額は、既述のように、最初にその請求権又は抗弁を通知した時点での当該特定取引の未払い金額までとされている。よって、既払い金の返還は認められていない。

2) 英国

①概観

・1974年消費者信用法の制定

イギリスにおいては、もともと業種別の規制がなされていたが、その適用範囲のあり方に限界があると考えられていた。

そこで、一定額以下の個人に対する信用について、消費者保護の見地から包括的な規制をしようとする立法活動がなされ、これが1974年消費者信用法（Consumer Credit Act）として成立することになった。

（なお、2006年3月に、市場の透明性確保及び公正な市場の創設を目的とした、消費者信用法の改正が行なわれているが、本報告書では、旧法をベースに説明することとする。）

・消費者信用法の規制

この法律は、2通りの規制をしている。1つは、公正取引庁によって運用される、免許制を通じた営業活動の規制である。もう1つは、個々の契約に関する

る規制である。

そのため、業法であると同時に私法でもあるという性格を有することになる。制裁についても、免許の不更新、保留、取消という行政法上の制裁と、民事法上、刑事法上の制裁の双方を規定している。

また、本法は、適用対象を取引主体ではなく、一定の契約類型、すなわち取引形態によって定めている。この点も、本法の特徴といえる。

②適用範囲

消費者信用法は、規制契約又は部分的規制契約に当たり、適用除外範囲に該当しなければ適用される。

規制契約には、消費者信用契約と消費者質貸借契約の 2 種類があり、これに当たることが要件となる。

【法の定める取引類型】

・消費者信用契約

消費者信用契約とは、債権者が、債務者に対し、25,000 ポンドを超えない信用を供与する、個人信用契約である（8 条（2）項）。

消費者信用契約は、具体的な取引形態の差異によって、さらに「債務者－債権者－供給者契約」と、「債務者－債権者契約」とに区別される。

信用供与者と商品等の供給者とが同一人である場合は、契約は「債務者－債権者－供給者契約」となる。これは、さらに「二当事者・債務者－債権者－供給者契約」と呼ぶことができる。

これに対し、信用供与者と商品等の供給者が別人ではあるが、協定によって協働している場合にも、契約は「債務者－債権者－供給者契約」となる。これは、さらに「三当事者・債務者－債権者－供給者契約」と呼ぶことができる。

上記の「債務者－債権者－供給者契約」に当たらない消費者信用契約は、「債務者－債権者契約」となる。

・消費者質貸借契約

消費者質貸借契約とは、①買取選択権付質貸借でなく、かつ、②3 ヶ月を超

えて継続することができ、かつ、③賃借人が 25,000 ポンドを超えて支払いをなす必要がない場合に、④ある人（所有者）による、⑤個人（賃借人）に対する、⑥商品の寄託である（15 条）。

【適用除外】

適用除外契約に当たる場合、消費者信用法は適用されない。適用除外については、本法 16 条及び「1989 年消費者信用命令」に定められている。

法 16 条では、取引の主体（貸主が地方公共団体などである場合）と、取引内容（土地の購入、もしくは土地の上の住宅の供給のために融資などでその土地の上の不動産担保によって担保されるもの）を基準に、適用除外となるか否かを定めている。

1989 年命令では、以下のような適用除外を定める。

- ・口座信用に関する例外（命令 3 条（1）項（a）号（ii））

口座信用（信用限度内で随時、現金、物品、役務を受け取ることができるもの）について、賃貸借契約でも条件付売買でもなく、かつ、期間を通しての信用の全体を 1 回の支払いで返済すべき場合。

翌月一回払い取引がこれに当たる。

- ・「債務者－債権者－供給者契約」における適用除外（命令 3 条（1）項）

- a 支払い回数が 4 回を超えない土地購入のための金融を目的とする場合（(b) 号）。
- b 賃貸借契約でも条件付売買でもなく、かつ一定金額の信用であり、かつ信用に関して債務者によってなされる支払回数が 4 回を超えず、かつ契約の日から 12 ヶ月以内に支払いがなされる場合（(a) 号（i））。

- ・「債務者－債権者契約」における適用例外（命令 4 条）

被用者など一定の範囲の人に提供される契約であって、一般には提供されておらず、かつ総信用手数料（利息と手数料）が、イングランドとスコットランドにおける決済銀行によって公表される基本レートの最も高いものからプラス 1%を超えない場合。

【裾切り】

消費者信用法は、適用対象となる規制契約の定義において、「25,000 ポンドを超えない」という要件を設けており、結果として上限に裾切りがあることになる。

もっとも、この裾切りに関しては、撤廃する方向で検討が進められている（D T I 白書）ことに注意を要する。

③業規制

消費者信用法は、免許制を採用し、信用供与者を詳細な精査の下に置くことを可能にしている。

・ 免許制の概要

消費者信用法は、消費者信用や消費者賃貸借、信用仲介、信用照会業など、一定の事業について、免許を得なければならない事業と定める。

免許の期間は 5 年である。免許は指名された者のみに対して有効であり、譲渡することができない（22 条（1）項（2）項）。

「事業」に当たらない場合などには免許が要求されないことになるが、免許が要求されないことと、当該取引が消費者信用法の規制対象となるか否かという問題は別問題であることに注意を要する。すなわち、規制契約である限りは、免許の有無に関わらず、消費者信用法の適用がある。

・ 罰則等

免許を有しない者が免許を必要とする活動を行うと、犯罪となる（39 条）。

また、無免許の者が締結した契約は、公正取引庁が 40 条に定める手続に従い契約を有効にする命令が出された場合にのみ強制可能となる（40 条）。つまり、かかる命令が出されない限り、当該契約は強制できない。

同様の規制は、無免許の信用仲介業者により当該契約を締結するために紹介された債務者又は賃借人が締結した契約にもある（149 条）。

④民事ルール

先にみた「三当事者・債務者－債権者－供給者契約」では、売主・買主のほか、売主と提携している金融会社が存在し、金融会社と買主との関係が問題となる。この点について消費者信用法は、買主が売主の不履行について金融会社に責任を負わせることを可能にする、以下のような規定を設けている。

【56条】

この契約において、供給者が行った債務者との予備交渉は、交渉人が債権者の代理人としての資格、かつ交渉人としての資格で行われたとみなされる（(2)項）。

逆に、既に締結されている規制契約又は将来の規制契約に関し、交渉人として行動する者、又は交渉人のために行動する者が債務者又は賃借人の代理人として扱われるべきことの定めは、無効である（(3)項（a）号）。

また、交渉人として行動する者、又は交渉人のために行動する者の作為又は不作为につき、何人かが負う責任を免責することの定めも無効である（(3)項（b）号）。

結局 56 条は、供給者は債権者の代理人ではないという一般ルールに対する例外とみなされ得ることになる。

【75条】

以下の〔1〕又は〔2〕の契約の債務者が、当該契約により融資される取引に関し、供給者に対して不当表示又は契約違反に基づく請求権を有する場合には、その債務者は、債権者に対しても同様の請求権を有するものとし、その債権者は、その債務者に対し、供給者と連帯して責任を負う（(1)項）。

〔1〕 供給者と債務者との間の取引の融資をする用途限定信用契約であって、債権者と供給者との間の既存の取り決めに基づき、もしくはその両者の間の将来の取り決めに予想して債権者が締結する債務者－債権者－供給者契約。

〔2〕 用途無限定信用契約であって、債権者と供給者との間の既存の取り決めに基づき、その信用が債務者と供給者との間の取引の融資をするために使われることを知りながら債権者が締結する債務者－債権者－供給者契約。

・適用除外

75 条は、①営業外契約に基づく請求権、②供給者が 100 ポンドを超えない価格、又は 30,000 ポンドを超える現金価格をつけた商品に関する請求権については、適用されない（(3) 項）。

・既払い金の返還

75 条の効果としては、債権者に対して供給者に対するのと同様の請求権を有することが認められる。よって、請求権や解除権、損害賠償請求権を行使し得るし、既払い金の返還を請求することも、損害賠償請求権として認められる。

3) ドイツ

①概観

・消費者信用法の民法典への編入

ドイツでは、消費者に対する信用供与について、古くは割賦販売法、さらには消費者信用法によって対処し、消費者保護を図ってきた。

その後、消費者保護のための民事的諸立法を民法（BGB）に編入するという一般的大方針が掲げられ、2001 年の債務法現代化法（Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts）による BGB 改正によって、消費者信用法が民法へ編入された。

・ドイツ消費者信用法制の体系

消費者信用法が編入された民法典は、民事ルールを規律するのみであり、行政法的ルールを定める監督法は、信用制度法（Gesetz über das Kreditwesen）という別の法律によって規律されている。

このように、ドイツにおける消費者信用法制の体系は、民事法と監督法とに整然と分かたれている。

以下では、ドイツ民法の消費者信用契約規定の適用範囲、信用制度法における業規制、及びドイツ民法における民事ルールについて、紹介する。

②適用範囲

消費者信用法においては信用契約という概念が用いられていたが、2001 年改正によって、この概念は姿を消した。その代わりに、消費者信用契約の規定として、消費者消費貸借、消費者金融援助、消費者分割供給契約という契約類型が登場している。

【法の定める取引類型】

・消費者消費貸借（491 条）

消費者消費貸借とは、〔1〕貸主としての事業者と、〔2〕借主としての消費者の間の、〔3〕有償消費貸借契約をいう。

〔1〕事業者

事業者とは、法律行為の締結に際して、その営業活動又は独立職業活動の実施として行為する、自然人、法人又は権利能力ある人的会社である（14 条 1 項）。

「その営業活動又は独立職業活動の実施として」との定めから、親類同士の賃借といった貸主の私的な貸与は、消費者消費貸借契約の規定が適用されないことになる。

他方、「営業活動」には営利目的で行われる継続的・独立的活動のすべてを意味し、商業活動に限らないから、商人であるかどうかは事業者性の判定において重要ではない。

なお、「独立職業活動」は、営業を営むとはみなされない者（医師、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、建築家、技師、芸術家、学者等）の職業活動を指す。

〔2〕消費者

消費者とは、その営業活動にも独立職業活動にも帰せしめられない目的で法律行為を行うすべての自然人である（13 条）。そのため、消費者消費貸借契約であるためには、私的目的のために借り入れすることが必要である。

なお、開業準備貸付については、将来の営業・独立職業活動を目的とするものであり、上記の目的要件を充たさないが、法は 491 条以下の消費者保護規定が適用されると定め（507 条）、例外的に取り扱っている。これは、開業準備貸

付の信用を受ける者が、491 条以下の規定の適用上、消費者とみなされることを意味する。

〔3〕有償消費貸借

消費者消費貸借は有償でなければならないから、利息付であることを要する。利息は広い意味で理解されるべきで、金銭貸与に対するいかなる反対給付でも足りる。

当座貸越類似の信用なども消費者消費貸借となり得るし、クレジットカード会社がカード会員にカード代金額を与信する場合も同様である。なお、これらの場合には、一定の限度額に至るまで与信枠が設定され、消費者がその与信枠を実際に利用することにより与信関係が現実化することになるが、与信枠を設定する信用開設契約が、基準となる消費貸借契約とみなされるべきであると解されている。

・消費者金融援助

消費者金融援助とは、事業者が消費者に対して〔1〕3 ヶ月を超える〔2〕有償の支払猶予又は〔3〕その他の有償の金融援助を与える契約である（499 条 1 項）。

法律構成としては、売買・請負等の契約があり、それに支払繰延べの特約が付けられている、と捉えるものと考えられる。

消費者金融援助では、当座貸越信用に関する特則としての 493 条を除き、消費者消費貸借の一連の規定が準用される。もっとも、支払猶予の一種と位置づけられる分割払い取引では、例外的に準用する条文が限定される（501 条 1 文）。

このように、消費者消費貸借の規定を広く準用するのは、信用契約という経済的・機能的観点から、両者に同様の性格が認められるからであろうと考えられている。

〔1〕3 ヶ月を超える

3 ヶ月以下の支払猶予が含まれないのは、信用契約につきものの長期にわたる義務付けという事情が、この場合には欠けると判断されたことによる。

ドイツのクレジットカード取引は、マンスリークリア型が支配的であるため、ほとんどの場合、この要件を満たさない。

なお、消費者消費貸借には支払期限に関する要件がなく、それゆえ 3 ヶ月以下の消費貸借も適用範囲に含まれる。

〔2〕有償の支払猶予

支払猶予とは、法律や取引慣行によって定まる支払期限よりも消費者にとって有利な期限を定める合意を意味する。

支払猶予の典型例は、割賦販売である。対価を賦払いで支払う約定のある役務提供契約や、支払回数が 1 回の契約も、支払猶予となり得る。

支払猶予は、有償であることを要する。支払猶予が有償であるかどうかは、分割払い価格が現金払い価格より高額であるかどうかで判断される。

ドイツでのクレジットカード取引では、カード発行者が利息を徴収していないため、この要件も満たさない。

（分割払い取引について）

支払猶予の一種とされる分割払い取引とは、分割払いと引換えに特定の物を引き渡し、又は特定のその他の給付を行うことを目的とする契約である（499 条 2 項）。この文言からは、2 回以上の賦払いが要件となりそうだが、ドイツの多数説は、「分割払い」という表現は起草担当者の表現ミスであり、1 回払いでも分割払い取引に当たると解している。

上記定義から、給付の特定性が欠けている場合や、第三者与信のような消費貸借と結合した取引は、分割払い取引には当たらない。

分割払い取引と支払猶予との差異は、書面への必要的記載事項に関する 392 条 1 項 5 文、方式に瑕疵ある場合の効果に関する 494 条、及び撤回権の制限に関する 495 条 2 項が、分割払い取引では適用除外とされている点にある。

〔3〕その他の有償の金融援助

この概念は、消費貸借にも、支払猶予にも該当しない消費者信用契約類型をカバーするための受け皿となるものである。

具体例としては、ファイナンス・リース契約や買取権付貸貸借契約が挙げられている。

ファイナンス・リース契約は、ユーザーのためにリース会社がリース物件を調達し、当該物件をユーザーに貸し付け、その使用料として、物件購入相当額

を金融利益とともに徴収するものである。この契約については、500 条の特則が設けられており、準用規定が限定されている。

後者は、賃借人が賃借物件を一定期間経過後、事前に約定された対価で買い取ることができ、既払い賃料の全部・一部が売買代金に充当されることになっている契約である。

・消費者分割供給契約

消費者分割供給契約とは、消費者が事業者に対し物の継続的購入義務を負うタイプの契約である。505 条 1 項は、これを 3 つの契約類型に分けて列挙している。

この契約は、消費者信用契約の性質を有しているわけではない。ただドイツでは、継続的購入の義務が時として長期に及ぶことがあり、消費者保護の必要性があると考えられており、古くから消費者保護のための規定を置いていた。こうした沿革から、505 条以下の規定が置かれているのである。

【適用除外】

消費者消費貸借契約については、一般的適用例外、限定的適用除外の定めがあり、これに該当する場合には、消費者信用契約に関する規定の適用が除外される（491 条 2 項・3 項）。適用除外の規定は、消費者金融援助や消費者分割供給契約にも適用される（前者につき 499 条 3 項 1 文、後者につき 505 条 2 文）。

・一般的適用除外（491 条 2 項）

これは、一定種類の消費者消費貸借契約を適用除外とするものである。除外される理由は、これらの契約は消費者の利益を侵害するおそれがないと判断されるからである。

（一般的適用除外事由）

- a 支払われるべき貸金額が 200 ユーロを超えない消費者消費貸借契約（1 号）。要するに、少額の場合であり、裾切り規定である。
- b 使用者が市場利率より低い利率で、その労働者との間で締結する消費貸借契約（2 号）。
- c 住宅建築及び都市整備の促進の枠内で公法的付与通知又は公的資金によ

る助成に基づいて、市場利率より低い利率で、助成を与える公法上の施設と借主との間で直接的に締結される消費貸借契約（3号）。

・限定的適用除外（491条3項）

これは、一定の信用契約類型につき、その定める個々の規定の適用を排除するものである。それ以外の規定の適用は排除されない。

（限定的適用除外事由）

- a 裁判調書に記載され、又は公正証書によって認証された消費者消費貸借契約には、結合された契約に関する 358 条 2 項、4 項、5 項や、方式・撤回権等に関する 492 条から 495 条までの規定は適用されない（1号）。これは、これらの規定の適用を認めなくても、裁判所や公証人の関与によって消費者保護は確保されたとの判断に基づく。
- b 有価証券、通貨、デリバティブ又は貴金属の取得のための信用を供与する消費貸借契約には、結合された契約に関する 358 条 2 項、4 項、5 項、359 条の規定は適用されない（2号）。これは、このような規定を置かないと、投機取引のリスクを信用供与者に転嫁することが可能になり、適切でないとの考慮に基づく。

③業規制

ドイツには、消費者信用業務それ自体を直接の規制対象とする監督法は存在しない。他方、ドイツの信用制度法は、「信用業務」を単独の排他的銀行業務としており、その結果、消費者信用取引が「信用業務」に当たる限りにおいて、銀行免許を要することになる。

「信用業務」は、銀行業務のひとつである（信用制度法 1 条 1 項 2 号）。そして、業として、又は商人の営む方法で行うことを要する規模で銀行業務を営む企業は「信用機関」と定義され（同法 1 条 1 項 1 文）、信用機関は金融サービス監督庁の許可を得なければならない（同法 32 条 1 項）。

・信用業務の意義

「信用業務」とは、金銭の貸付の実行又は引受による信用供与であると定義されている（1 条 1 項 2 号）。前者すなわち金銭の貸付は支払による信用の供与を、後者すなわち手形等の引受は責任の引受による信用の供与を意味している。

この信用の供与には、金銭消費貸借契約や手形の引受などと同様の機能を有する、その他の取引も含まれる。すなわち、信用制度法における金銭の貸付は、民法上の「消費貸借契約」より広い概念であって、将来の返還を約して金銭等を付与し、又は責任の引受により信用を付与したと評価し得る経済的関係を意味するとされる。なお、有償性も要件となっていない。

このように、民法上の概念である消費者消費貸借契約等と、信用制度法における「信用業務」とは、必ずしも一致するわけではない。そのため、消費者消費貸借契約の締結又は消費者金融援助等に該当する行為を業とする者に、常に信用制度法による監督が及ぶわけではない。

消費者信用にかかる業務のうち、一般に信用制度法上の信用業務に当たらないと解されているものとしては、①売買契約、賃貸借契約等に基づく債権であって支払を猶予されたもの、②少なくとも債券の購入という形態で営まれるクレジットカード業務、③他人名義で行う信用仲介などがある。

・監督機関

信用制度法の規定に従い信用機関等の監督を行うのは、金融サービス監督庁である（信用制度法 6 条 1 項）。従来は業種・業態ごとに監督機関が設けられていたが、2002 年に成立・公布された「金融監督の統合に関する法律」（監督統合法）に基づき、金融サービス監督庁が設置され、監督機関が一元化された。

金融サービス監督庁を設置する目的は、支払能力、市場保護及び利用者保護という監督目的を実現するため、機関を統合し、監督に関する知識・情報・ノウハウを集積し、シナジー効果により監督の効率を高め、一体的な監督を行う点にある。

・監督法上の規制

銀行監督の目的は、経済全体の安定のために信用供与者の機能を確保し、同時に銀行を信頼した預金者を出来る限り広く保護することにある。そのために、①十分な自己資本、②適切な組織、③最低 2 名以上の専門的適性を有し、かつ信頼できる業務指揮者の存在という 3 つの事項を中心に監督がなされる。

信用制度法の「信用業務」に当たる場合、適用除外（信用制度法 2 条 4 項及び 7 項）とならない限り、以下のような規律に服することになる。

ア) 免許制

ドイツ国内で、(信用制度を含む)銀行業務又は金融サービス業務を、業として又は商人の方法で営むことを要する規模で行うときは、金融サービス監督庁による、書面による免許を要する(信用制度法 32 条 1 項)。免許を得ずに銀行業務等を営んだ場合には、金融サービス監督庁は、営業を直ちに停止し業務を遅滞なく清算するよう命ずることができる(同法 37 条 1 項)。

免許申請にあたっては、営業に必要な資本を有していることを適切に証明しなければならない(同法 32 条 1 項 1 号)。営業に必要な資本を有しないときは、免許が与えられない。とくに、営業開始時に要する具体的な最低資本金の額は、いかなる業務を営むかに応じて法定されている。例えば、預金を受け入れるとともに信用業務を営む「預金受入信用機関」は、500 万ユーロの最低資本金を要する(同法 33 条 1 項 d 号)。信用業務のみを営むときは、営業開始時の最低資本金について特段の定めはないが、一般原則が適用され、営業に必要な資本が備わっていることを適切に証明しなければならない。

信用制度法には、最低資本金のほか、いくつかの免許拒否事由が列挙されている(33 条 1 項 2 号ないし 8 号、同条 3 項)。他方、法の定める免許拒否事由が存在しないときは、金融サービス監督庁は免許を与えなければならない(同法 33 条 4 項)。

免許付与から 1 年以内に免許を用いないとき、及び「預金保険及び投資家補償に関する法律」11 条により補償機構から排除されたときは、免許は失効する(信用制度法 35 条 1 項)。

また、継続的に信用制度法などの法令に違反しているときなど、一定の場合には免許を剥奪することができる(同法 35 条 2 項 3 号及び 6 号、36 条 2 項 1 号及び 2 号)。

イ) 自己資本及び流動性の確保に関する規律

信用機関及び金融サービス機関(この 2 つを合わせて「機関」という)は、その債務を履行するため、とりわけ寄託された財産価値の確保のため、適切な自己資本を有しなければならない(信用制度法 10 条 1 項 1 文)。

また、すべての信用機関及び金融サービス機関は、いつでも確実に十分な支払いをなすことのできる資産を有していなければならない(同法 11 条)。

機関の債務の履行、とりわけ機関に寄託された財産価値の確保に危険が生じ、

この危険が信用制度法の定める他の措置によっては除去できないとき、金融サービス監督庁は免許を剥奪できる（同法 35 条 2 項 4 号）。

ウ）業務指揮者の解任等

金融サービス監督庁は、信用制度法 35 条 2 項 3 号・4 号・6 号の場合において、免許の剥奪に代えて、責任を有する業務指揮者の解任を求め、また機関が法人の場合には業務指揮者に対し行為の禁止を命ずることができる（同法 36 条 1 項）。この場合において、金融サービス監督庁は、業務指揮者等に帰属する権限の一部又は全部を特別職務代行者に委託することができる（同法 36 条 1 a 項）。

さらに、機関が故意又は過失により金融関連法規に違反し、金融サービス監督庁から警告を受けたにもかかわらず違法行為を継続するときも、業務指揮者の解任又は行為の禁止を命ずることができる（同法 36 条 3 項）。

エ）組織上の義務

信用機関及び金融サービス機関は、リスクの操作・監視・コントロール、及び法令遵守のための適切な規程を設けるとともに、当該機関又はグループの財政状況を常に把握するための適切な規程を定めなければならない（同法 25 a 条 1 項 1 号）。また、正規に業務を遂行するための組織及び適切な内部コントロール手続を設け、電子データの取扱いに関する適切な安全対策を講ずるとともに、金融サービス監督庁が完全無欠の監督をなすのに十分な帳簿及び記録を作成し保存しなければならない（同条項 2 号・3 号）。

これらの義務は「組織上の義務」と呼ばれており、この義務を遵守する意思も能力もないと判断されると、免許拒否事由・免許剥奪事由となる（33 条 1 項、35 条 2 項 1 号）。

オ）その他の規律

消費者信用を供与する場合には、決算検査人の作成・提出する検査報告書において、特別の記載を要する。

また、未成年者に対するクレジットカードの発行については、厳格な規制がなされている。

④民事ルール

我が国における抗弁の接続（対抗）の問題について、ドイツでは「結合された契約」という概念を拠り所として解決を図っており、これによって消費者の保護を図っている。

すなわち、一定の要件を満たすと「結合された契約」と認められ、結合された契約の効果として、撤回権や抗弁の対抗が認められるのである。

・「結合された契約」のあらまし

もともとは 1894 年に制定された割賦販売法の適用下で、抗弁の対抗に関する判例が蓄積されていた。そして、蓄積されてきた判例準則が、1990 年制定の消費者信用法において「結合された取引」という概念となって明文化されたのである。

その後、2001 年成立、2002 年施行の債務法現代化法によって、消費者信用法は民法典の中に規定が移された。その際、「結合された取引」は、「結合された契約」と名称が改められたうえで、B G B 358 条・359 条に規定されるに至った。

・「結合された契約」の要件

結合された契約が認められるためには、〔1〕消費者が消費貸借契約と並んで、もうひとつの契約を締結していること、〔2〕消費貸借の全部又は一部が、他の契約の融資のために利用されること、〔3〕消費貸借契約と融資の対象とされる契約（売買契約・役務提供契約）とが経済的に一体をなしていること（経済的一体性）、という 3 つの要件を充たす必要がある。

〔1〕法的に独立した 2 個の契約の存在

信用供与者と売主・役務提供者とが別人格であることを要求するものではない。すなわち、消費者は「契約相手方」が複数存在することから保護されるのではなく、「契約関係」が複数存在する結果として生じる危険から保護されるのである。

〔2〕消費貸借の目的結合

多数説は、この要件について、消費者が特定の目的の取引への融資のために金銭を投入すること、すなわち、消費者が消費貸借を自由に利用できないこと

を意味する、と説明している。したがって、消費貸借契約の当事者は、融資金が特定の具体的な目的のために利用され、消費者に自由な利用権限を与えるものではないことを取り決め、こうした事情を共通認識として了解していなければならない。

〔3〕経済的一体性

旧割賦販売法下の判例によれば、経済的一体性は、2つの取引が単なる目的と手段という関係を超えて、内部的に一方がなければ他方もなかったであろうという特徴を帯びて結合している場合に認められる。

ドイツ民法 358 条 3 項 2 文は、経済的一体性が特に認められるケースとして、2つの場面を明示する。1つは、事業者自身が消費者の反対給付のために融資を行う場合、すなわち割賦販売の事例である。

もう1つは、第三者融資の場合において、貸主が消費者消費貸借契約の準備もしくは締結に際して事業者の協力を利用するときである。

「協力を利用」していたことが肯定される典型的な場面は、信用供与者と売主・役務提供者との間に「枠契約」（我が国における加盟店契約）が結ばれていた場合である。もっとも、枠契約の存在が不可欠の要件となるわけではない。枠契約が存在しない場合には、個々の事例における徴表を抛り所としながら、「協力を利用」していたかを判断することになる。

経済的一体性が肯定される上で重視されたとと思われる徴表としては、信用供与者と売主が共通して準備した書式を用いること、売主が信用供与者の書式を用意して持っていること、信用供与者が融資の対象とされる取引に合わせて作成した書式を保持していること、消費貸借契約と売買契約とが同時に締結されること、売主が信用契約締結の交渉に参加し、しかも信用契約の締結に影響を及ぼしていたこと、消費者が2つの契約交渉をそもそも1人の担当者とのみ行うこと、などである。

「協力を利用」していると判断するために重要なのは、売主・役務提供者が信用供与者の領域で活動していることを、信用供与者が知っており、かつ、それを承認していることである。なぜなら、そうでなければ、信用供与者が売主・役務提供者の協力を利用することにはならないからである。

・結合された契約の効果

ドイツ民法は、結合された契約について、2つの効果を定めた。1つは撤回

権の貫徹であり（358 条 1 項及び 2 項 1 文）、もう 1 つは抗弁の貫徹である（359 条）。

〔1〕撤回権の貫徹

結合された契約のうち、消費者が物の引渡し又はその他の給付を行うことに向けた自己の意思表示を撤回したときは、その消費者は、売買契約又は役務提供契約等と結合した消費者消費貸借に向けた意思表示に拘束されない（358 条 1 項）。つまり、売買契約等の撤回が、信用契約へ貫徹されるのである。

この逆を定めたのが、358 条 2 項 1 文である。すなわち、消費者消費貸借契約が撤回されると、この契約と結合していた売買契約等も、同じく撤回されたものとみなされる。

〔2〕抗弁の貫徹

消費者は、結合された契約から生じる抗弁をもって、自己が結合された契約を締結した事業者に対して給付拒絶権を有する限りにおいて、貸金の返還を拒絶することができる（359 条 1 文）。

この規定は、消費者が、売主・役務提供者等の事業者に対して有する抗弁に基づいて、信用供与者に対する将来の給付を拒絶する権利を認めるものである。

「抗弁」は広く捉えられており、売買契約の無効・取消から生じる抗弁のほか、消滅時効の抗弁、同時履行の抗弁、さらに瑕疵担保請求権を根拠とする一般的な抗弁といったものが含まれると解されている。もっとも、消費者と売主・役務提供者との関係に基づいて生じるもの、すなわち信用契約と結合した法律関係から生じるものでなければならない。

ここで、「法律関係から生じる」とは、売主・役務提供者との法律関係に根拠を有することで足り、抗弁が直接に売買・役務提供取引上の性質を持っている必要はない。したがって、契約締結前の義務違反に基づく損害賠償請求権や、一般不法行為規定に基づく損害賠償請求権なども、「抗弁」に含まれる。

抗弁は、信用供与者に対して行使されることを要する。消費者が、売主・役務提供者等に対して抗弁の存在を主張すれば、その法律効果が信用取引関係にまで自動的に拡張されるわけではない。

抗弁の貫徹には、次のような制約がある。まず、融資された対価が 200 ユーロを超えないとき、及び当該抗弁が事業者と消費者間において消費者消費貸借契約の締結後に合意された契約変更に基づく場合には、貸金の返還を拒絶する

ことは認められない（359 条 2 文）。

また、消費者が売主・役務提供者に対して追完を請求することができる場合、消費者は、追完が成功しなかったときに初めて、信用供与者に対して貸金の返還を拒絶することができる（359 条 3 文）。これは、補充性条項といわれる。

・既払い金の返還

抗弁の貫徹は、将来にわたる給付拒絶権のみを消費者に与えるものである。既払い金の返還請求の可否について、現行法は何も述べていない。そこで、判例及び学説は、一般民法上の、とりわけ不当利得法の規定を拠り所として、この問題を克服しようと努力を重ねてきた。

売買・役務提供契約が無効となる場合の既払い金の返還について、ドイツの通説は、BGB813 条 1 項によって解決すべきものとしている。BGB813 条 1 項 1 文は、「債務の履行のために給付したものは、請求権の主張を継続的に妨げる抗弁権が存在する場合にも、返還を請求することができる。」と定める。

通説は、融資の対象とされた取引が最初から無効な場合と、契約が解除される等により後に清算関係に転じた場合とを区別している。そして、前者においては消費者に給付拒絶権を認めるが、後者においては認めないと解している。なぜなら、BGB813 条が、給付がなされる都度の時点における抗弁の存在を前提としており、契約解除のような事例では、この要件を充足することができないからである。

判例は、返還請求権を認めることについて、控えめな立場を採ってきたと評価されている。もっとも、下級審ではあるが、売買契約が良俗違反により無効とされた事案、及び瑕疵担保解除の事案ではあるが、融資を行った銀行と売主が、事実上一体となしていたと評価された場合について、既払い金の返還を認めたものがある。

4) フランス

①概観

フランスでは、消費者保護に関する既存の法文を法典化する作業が進められ、消費法典（Code de la consommation）が 1993 年に公布されるに至った。

消費法典は、第 1 巻から第 5 巻までに分かれており、そのうちの第 3 巻「負債」が、さらに 4 編に分かれる。第 1 編「信用」は、第 1 章「消費者信用」、

第2章「不動産信用」、第3章「通則」に分かれている。

フランスでは、わが国のような販売信用と消費者金融はとくに区別されず、いずれも消費者信用に含まれる。それゆえ、販売信用は、上記の消費法典第3巻「負債」第1編「信用」第1章「消費者信用」の適用を受けることになる。

この第1章「消費者信用」は、基本的に1978年1月10日法に基づくものである。

②適用範囲

L311-2条1項は、有償か無償かに関わらず、自然人又は法人が業として行うすべての与信取引、及び与信取引に付された保証取引に、「消費者信用」の規定が適用されることを定めている。

信用供与は「業として行う」ものでなければならないから、この規定により、信用供与者は事業者に限定される。

与信取引とは、すべての形式の貸付ないし信用をいう。ここでは、契約の法的性質ではなく、信用供与という経済的機能に着目しているのである。

次いで、L311-2条2項は、買取賃貸借、及び買取選択権つき賃貸借、ならびに支払いが賦払い、延払い又は分割払いとされる売買及び役務提供について、与信取引とみなすと定めている。

買取賃貸借とは、商人が定期的な支払いと引換えに物を顧客に賃貸し、賃貸借期間が満了すると顧客が自動的にその物の所有者になるという取引であり、その実態は、所有権留保条項を伴う割賦販売であることが多い。

買取選択権つき賃貸借とは、賃貸借期間満了後、賃借人が所有者になるとは限らず、賃借物を返還するか、契約を更新するか、残存価値で買うかの選択をすることができるという取引である。これはリースに相当する取引形態であり、事業目的でないものについて消費法典L311-1条が適用される。

・適用除外

L311-3条に列举された事由に当たるものは、消費法典の適用が除外され、信用取引としての規制を受けない。

〔1〕公署の形式で締結される貸付、契約及び与信取引。

〔2〕 3 ヶ月以内の期間について同意された貸付、契約及び与信取引、ならびに総額がデクレの定める金額（21,500 ユーロ）を超える貸付、契約、与信取引。

〔3〕 職業的活動の需要をまかなうために融資を行うことを目的とする貸付、契約及び与信取引ならびに公法人に対する貸付。

〔4〕 不動産を対象とする与信取引、とりわけ不動産リース取引及び以下に付随する与信取引。

a) 不動産の所有権又は用役権の取得。

b) 不動産の所有権又は用役権の付与を目的とした会社の持分又は株式の引受又は購入。

c) 不動産の建築、修繕、改良、維持のための費用で、その総額がデクレの定める金額（21,500 ユーロ）を超えるもの。

上記の〔2〕からは、3 ヶ月を超える取引が適用範囲となること、及び金額の裾切り規定があることがわかる。

また、〔3〕により、消費法典の規制対象となる与信取引は、「消費者」に対するものに限定される。

〔4〕に関し、不動産に関する与信取引については、第 2 章「不動産信用」によって保護される。そのため、消費者信用の規定については、適用除外とされている。

③業規制

消費法典には、業規制に関する規定はない。したがって、与信業者が金融機関である場合に、金融市場全体の規制法である「通貨金融法典」による規制を受けるにとどまる。

その反面、適正与信義務・過剰与信の禁止については、消費法典第 3 卷「負債」の中の第 3 編「過剰与信の処理」の中で、重大な支払い事故を起こした債務者についての全国データベースを設立し、フランス銀行がこれを管理すること（L333-4 条）、銀行規制委員会がその運用をデクレによって定めること（L333-5 条）が規定されている。

④民事ルール

1978 年法制定前のフランス法においては、消費者を一方の当事者とする売買契約又は役務提供契約と、これに関連する消費貸借契約との関係について、判例が相互の独立性を認めていた。

これを 1978 年法が改正し、その流れを受けた現行の消費法典においても、関連貸付という概念を用いて、両契約の相互依存性を肯定している（消費貸借契約の主契約への依存性につき、L 311-20 条）。

すなわち、与信契約の事前申込書に売買目的物又は提供される役務が記載されている場合、与信契約は関連貸付となり、L 311-20 条以下の適用を受けることになる。その際、信用供与の形態・取引の対象を問わない。

・ 関連貸付に関する民事ルール

消費貸借契約が主契約に依存する具体的な場合として、消費法典では、以下の 3 つの場合を定めている。

〔1〕 関連貸付となる場合、消費貸借契約は、主たる契約の目的物交付又は役務提供があった後でなければ効力を生じない（L 311-20 条 1 文）。

連続する履行をともなう売買又は役務提供契約の場合、すなわち継続的給付契約が主たる契約の場合には、その給付が始まってから消費貸借契約の効力が発生し、給付が中断すればその効力は停止する（L 311-20 条 2 文）。もっとも、給付が買主の責めに帰すべき事由によりなされない場合には、買主は支払を拒絶できないと解されている。また、この規定は公序に属し、特約で排除することはできないと解されている。

〔2〕 主たる契約の履行について争いがある場合、裁判所は、紛争が解決するまで与信契約の効力を停止させることができる（L 311-21 条 1 項 1 文）。

〔3〕 主たる契約が裁判上解除され、又は無効とされるときは、与信契約も当然に解除され、又は無効とされる（L 311-21 条 1 項 2 文）。ただし、L 311-21 条 1 項の規定は、貸主が訴訟に参加するか、売主又は借主によって訴訟に引き入れられた場合にのみ適用される（同条 2 項）。

・ 既払い金の返還

民事ルールの〔3〕で述べたように、主契約が裁判上解除され、又は無効と

なると、与信契約も解除・無効となる（L 311・21 条）。そのため、この規定が適用される場合には、借主は既払い金の返還を請求することができることになる。

図表 2-1 諸外国との消費者信用法制の比較

	日 本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス
1.法律	・ 割賦販売法	・ 貸付真実法(連邦消費者信用保護法) ・ 貸付真実規則Z	・ 1974年消費者信用法(統一消費者信用法)	・ 民法に規定 ※1990年に1986のEU指令を受けて、割賦販売法に代わる消費者信用法を制定。同法は2002年に民法典に編入。	・ 消費者信用法(消費者法典第3巻「負債」の中の第1編「信用」に規定;統一消費者信用法)
法の目的・保護法益	取引の公正、健全な発達を以て、購入者等の利益の保護と商品等の流通及び役務の提供の円滑化を図る。	信用コストの比較可能性を確保し、与信業者間の構成的競争を強化するとともにクレジット取引における消費者保護を図る。	公平、透明かつ競争的な市場を創出する。		消費者法典は、基本的には消費者保護に関する既存の法文を法典化。
法体系	・ 取引形態に応じた規制 ・ クーリング・オフ及び抗弁権の接続等の民事効 ・ 割賦購入あっせん業者に業規制	・ 契約の法形式や取引の形態にとらわれず、経済的機能としての「支払い猶予」に着目した区分による規制	・ 取引主体ではなく、取引形態を通じて適用範囲を規定 ・ 業法であり、同時に私法	・ 業法ではなく、民法で規定	・ 契約の法的性質に拘わらず、信用供与という経済的機能を持つ全取引に適用 ・ 販売信用と消費者金融も特に区別せず規制
2.規制対象					
適用範囲	・ 取引類型として、割賦販売／ローン提携販売／割賦購入あっせんを区別 ・ 各類型毎に、個品／総合／リボルビング方式を区別	・ 消費者信用:①～④全て満たす場合 ①消費者に対する信用供与 ②信用供与が常時なされる ③金融料を課しているか、書面合意による4回以上の分割払い ④信用が主として個人、家族又は世帯目的である ・ クレジットカードは、上記場合以外も適用対象	・ 消費者信用契約:債権者が債務者に対し信用を供与する個人信用契約	・ 消費者消費契約:借主は消費者であり、貸主は事業者であり、利息付消費貸借であることが条件 ・ 消費者金融援助:事業者の消費者に対する支払い猶予又は金融援助を与える契約	・ 事業者による消費者に対する信用供与取引
取引の裾切り			・ 上限25,000ポンド	・ 消費者消費契約について下限200ユーロ	・ 上限21,500ユーロ
与信期間・回数	・ 2月3回以上の分割払い	・ 書面合意による4回以上の分割払い	・ 1回払いとは適用除外	・ 3カ月を超える有償の支払い(従ってマンスリークリアは対象外)	・ 与信期間が3カ月を超えるもの
適用除外	・ 購入者にとって商行為となるもの等	・ 事業、商業、農業目的又は団体に対する信用供与 ・ 不動産等によって担保されない25,000ドルを超える融資	・ 土地の購入、若しくは住宅の供給のために融資で不動産担保によって担保されているもの ・ 一定利率以下のもの	※消費者消費契約は、不動産担保についても原則適用	・ 事業活動に必要な融資 ・ 不動産に関する信用供与

	日 本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ンス
商品等の限定	・ 指定商品／指定権利／指定役務に限定	・ 限定なし	・ 限定なし	・ 限定なし	・ 限定なし
3.規制内容					
登録・許可	・ 割賦購入あっせん業者(総合／リボ)については登録制(銀行法、貸金業法)	・ 各金融機関以外の信用販売を行う小売業者、商業貸主に対しては、連邦取引委員会が行政上の執行権限を有する ・ 州の機関による許可制や各種規制あり	・ 消費者信用、消費者賃貸借等の事業は免許制	・ 業法規制なし ・ 銀行については銀行法	・ 銀行について銀行法
契約時の書面交付	・ 義務及び罰則あり	・ 義務及び罰則あり	・ 義務及び罰則あり	・ 義務あり。但し罰則規定なし(書面によらない契約は原則無効)	・ 開示義務及び罰則あり(違反した貸主は利息請求の権利を失う)
クーリング・オフ	・ 営業所以外での契約申し込みの撤回権	・ 取引(信用取引、販売取引含む)の解除	・ 消費者信用契約及び関連取引の解除	・ 消費者は、契約締結に向けた自己の意思表示に拘束	・ 消費者信用取引の契約取り消し又は契約の不成立
抗弁権の接続規定	①対象及び適用条件 ローン提携販売及び割賦購入あっせん取引に係る支払請求であって、指定商品・権利の販売業者及び指定役務の提供事業者に対して生じている事由 ②効果 支払請求に対抗が可能	①対象及び適用条件 クレジットカード取引であって、a) 売主がカード発行者、b) カード発行者により管理されている、c) カード発行者の商品又は役務の特約販売人、又はd) カード発行者からの郵便により購入を勧誘されたカード保有者から注文を得た場合等 ②効果 カード保有者は、紛争を生じた商品等に関する未払信用残高及びそれに対する金融料等の支払を留保可能	①対象及び適用条件 ・ 債権者と供給者間の用途限定信用契約 ・ 債権者と供給者間で、その信用が供給者との取引の融資が使途であることを知りながら締結する用途無限定信用契約(債権者は供給者と連帯責任) ②効果 不当表示又は契約違反に基づく請求権(解除権、損害賠償請求権含む)を有する	①対象及び適用条件 ・ 支払猶予、その他金融援助及び以下の結合契約 a) 消費貸借契約と併行して他契約が締結される b) 消費貸借の全部又は一部が、他の契約の融資に利用される c) 消費貸借契約と融資対象契約が経済的に一体である ②効果 消費者は、売主に対して給付拒絶権限の限度で(将来の)信用の返済を拒絶可能	①対象及び適用条件 ・ 信用供与の形態、取引の対象を問わない。但し、与信契約の事前申込書に売買目的物又は供給されるサービスが記載されている場合に限る ・ 主契約の履行に関する紛争が生じた場合には、与信契約の履行を停止できる
既払金の返還	・ 規定なし	・ 認められない(主張される請求権又は抗弁の金額は、トラブルの通知を最初に受領した時点で当該特定取引の未払金額までとする)	・ 損害賠償請求権として認められる	・ 原則、一般の不当利得の問題と認識され、債務法現代化法の射程外	・ 訴訟により、主契約の解除又は無効となった場合は与信契約も解除無効とされる
過剰与信防止					

（２）個人情報に関する法制

ここでは、まず各国の個人情報保護法制の概要を示す。そのうえで、販売信用に関連の深い法律について、具体的な内容を紹介する。

１）米国

①米国における個人情報保護法制

金融機関が保有又は利用する個人情報につき、米国では事業者の自主規制が中心で、法律による規制は、保有期間、対象情報、規制目的ごとに、個別法により、分野を限った形で行われていた。そのうち、消費者報告機関が保有する個人信用情報については、1970 年に制定され、翌年に施行された、公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act）が規制をしている。

しかし、金融持株会社制度が創設されるなど、個人向けの金融サービスに構造変化が生じ、新たな法制度の下で新たなルールを定める必要が出てきた。このような状況を背景に、金融機関による個人情報の収集・保有・利用につき、包括的な規制を行う必要性が説かれるに至った。

そこで、1999 年に制定されたグラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act：略称 GLB 法）は、金融機関の保有する個人情報を保護する規定を設けた。

そのため、消費者報告機関が GLB 法の「金融機関」に当たる場合には、公正信用報告法のほか、GLB 法の規制も受けることになる。

以下では、消費者信用に深く関係する公正信用報告法について、その内容を整理する。

②公正信用報告法の概要

公正信用報告法は、消費者信用保護法の改正法であり、同法第 6 編として付け加えられたものである。その基本的な目的は、信用取引、保険取引又は雇用に関する消費者個人の適格性を判断する要素として利用される報告に不正確な情報や古い情報が含まれることを防ぎ、消費者を保護することにある。

かかる目的を達成するため、公正信用報告法は、消費者の権利を定めるほか、消費者報告機関が遵守すべき義務、及び消費者報告の利用者が遵守すべき義務を定めている。規律の対象は、主として消費者報告機関である。

・消費者報告の定義

公正信用報告法は、その規制の対象となる消費者報告を 2 種に分けている。
すなわち、消費者報告と、消費者調査報告である。

消費者報告とは、消費者の信用度、信用状態、信用能力、性格、一般的評判、個人的特性、生活状態に関する情報を伝達することをいい、伝達される情報が、以下に掲げる目的のために利用され、もしくは利用される予定であること、あるいは伝達される情報の全部又は一部が、以下に掲げる目的のいずれかのために収集されたものであることを要する。

- 〔1〕主として個人、家族又は家事のために利用される信用取引又は保険取引目的（公正信用報告法 603 条（d）項（1）号）
- 〔2〕雇用目的（同法 603 条（d）項（2）号）
- 〔3〕その他 604 条の規定により認められる目的（同法 603 条（d）項（3）号）

これらをまとめて、「許容される目的」と記述される。「許容される目的」と異なる目的で伝達された情報は、消費者報告に当たらない。

消費者報告を提供する可能性のある者すべてを、消費者報告機関という。

消費者調査報告は、通常の消費者報告に、消費者の隣人、友人、同僚その他消費者と面識のある者又は消費者に関する情報を知りもしくは知り得る者との個人面接によって得られた情報が付加されているものをいう（603 条（e）項）。

・公正信用報告法の具体的な内容

ア）消費者報告機関の義務

（報告の制限）

消費者報告機関は、消費者報告を、その提供又は利用が許容される目的のためにのみ提供することができ、それ以外の目的のために提供することはできない（604 条）。

例外的に、許容される目的以外の目的のために消費者報告を提供することができるのは、裁判所の命令に基づく場合、及び報告の対象となっている消費者の書面による指示に基づく場合である。

消費者報告を提供・取得できる目的が限定されているので、消費者報告機関は、消費者報告の作成を依頼してきた者に報告を提供できるかどうかを確認するための相当な手続を保持していなければならない（607 条（a）項）。

（情報の正確性確保）

消費者報告機関は、消費者報告を作成するときは、報告の対象となる個人に関する情報を最大限可能な限り正確に保つための相当な手続に従わなければならない（607 条（b）項）。

（ファイル情報を最新に保つ義務）

消費者報告機関は、その保有するファイル情報を最新のものに保つ義務がある。古くなった情報を発見したときは、その情報を消費者報告から削除しなければならない。

公正信用報告法は、消費者にとって不利益な情報（破産、訴訟及び判決、逮捕・有罪情報など）を報告することができる期間を定めており（605 条（a）項）、それぞれの情報について具体的に定められた期間が経過したときは、その情報を含む消費者報告を作成してはならない。削除することなく報告してしまうと、公正信用報告法違反となる。

（消費者に対する開示）

消費者は、自己に関する消費者調査報告が作成される場合（606 条）及び消費者報告中の情報を理由にして不利益取扱いを受ける場合（615 条）には、消費者報告機関が自己に関する消費者報告を作成したこと、あるいは作成しようとしていることを知らされる。

こうして自己に関する消費者報告の存在を知った消費者は、消費者報告機関に対し、その身元を明らかにしたうえで、自己に関するファイルに含まれている情報の開示を請求することができる。この場合、消費者報告機関は、610 条（a）項（1）号の規定に従い、情報源を含めて、ファイルに含まれているすべての情報を明瞭かつ正確に開示しなければならない（609 条（a）項）。

消費者は、開示された情報の中に不正確な、又は不完全な情報を発見したときは、消費者報告機関に対してその情報の正確性及び完全性について再調査すべきことを要求することができる（611 条（a）項）。この場合、消費者報告機関は、611 条（a）項（3）号に定める例外に当たらない限り、再調査をしなければならない。また、再調査の結果、消費者の争う情報が不正確もしくは不完

全であることが明らかになった場合、又は情報の正確性が確認できなかった場合、消費者報告機関は、その情報を削除又は訂正しなければならない（611 条（a）項（5）号）。

イ）消費者報告の利用者の義務

消費者報告の利用者は、公正信用報告法において許容される目的を有していなければ消費者報告を取得できないので、消費者報告機関に対して、許容される目的にのみ消費者報告を利用することを確約しなければならない。

また、消費者報告の利用者は、消費者報告の中の情報に基づいて、信用取引の拒絶などの不利益取扱いをする場合には、一定事項の通知をしなければならない（615 条（a）項）。通知すべき事項は、不利益取扱いの内容、消費者報告を提供した消費者報告機関の名称、住所、電話番号などである。

ウ）制裁等

本法において課される義務を故意又は過失によって遵守しない場合、違反者は消費者に対して損害賠償義務を負う（故意につき 616 条（a）項、過失につき 617 条（a）項）。故意の場合、損害賠償には、懲罰的損害賠償が含まれる（616 条（a）項（2）号）。

また、故意に虚偽の名目で消費者に関する情報を消費者報告機関から取得したときは、罰金もしくは 2 年以下の禁錮に処せられ、又はこれを併科される（619 条）。

消費者報告期間の役員又は従業員が、故意に個人に関する情報を消費者報告機関のファイルからその情報を取得する権限のない者に提供したときも、同様の刑罰が科される（620 条）。

2）英国

①英国における個人情報保護法制

英国では、個人データ一般について、1984 年に制定されたデータ保護法（Data Protection Act）が保護している。その一方で、消費者信用の信用供与において利用される信用照会業者については、消費者信用法（Consumer Credit Act）が一部、個別の規制を設けており、個人の経済状態に関する情報については、消費者信用法の保護も受けることになる。

以下では、データ保護法の概要、及び消費者信用法における信用照会業者の規定について、検討する。

②データ保護法の概要

・法制定の経緯

1980年代に入り、プライバシー保護に関する国際情勢が大きく変わり、英国政府もプライバシー保護に関する法律を制定する方針を固めた。こうした流れの中で1984年に成立したのが、データ保護法である。

その後、1995年にECデータ保護指令（個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する指令）が出されたが、この指令は欧州連合（EU）構成国に対して、1998年10月24日までに国内法にこの指令の効力を与えるように規定していた。この規定を受けて、英国政府は1984年データ保護法の改正を行い、いわゆる1998年データ保護法が制定された。

・データ保護法の具体的内容

ア) 保護の対象

データ保護法によって保護されるのは「個人データ」である。この「個人データ」とは、データによって識別できる、生きている個人に関する当該データ、又はデータ管理者が保有するか、もしくは保有する可能性があり、かつ個人に関する意見の表明及び個人に関するデータ管理者もしくは他の者の意向をほのめかすものを含む、データ及び他の情報によって識別できる、生きている個人に関する当該データを意味する（1条1項）。

イ) 規律対象

本法による主な規律対象は、「データ管理者」である。「データ管理者」とは、（1人又は共同で、又は他の者と同様に）個人データが処理され又は処理されるべき目的及び方法を決定する者である（1条1項）。データ管理者は、データ管理者に関する登録が情報コミッショナーの管理する登録簿に含まれない場合、個人データの処理を禁止される（17条）。

ウ) 個人データの保護

個人データの保護については、8個の原則を定めており（4条及び附則1）、

この中で、データの処理や入手に関する定めや、データの正確性の保障に関する定めを設けている。以下では、この原則を紹介する。

- 第 1：個人データは公正かつ合法的に処理されなければならない。また個人データは、(a) 少なくとも不測の条件の 1 つが満足されるとき、及び (b) 高度に機密を要する個人データに関しては、少なくとも付則 3 の条件の 1 つが満足されているときを除き、処理されてはならない。
- 第 2：個人データは 1 つ以上の明確かつ合法的な目的がなければ入手されてはならず、さらに当該目的に合致しない方法で処理されてはならない。
- 第 3：個人データは適切かつ関連のあるものでなければならず、処理される目的に照らして過度なものであってはならない。
- 第 4：個人データは正確で、必要に応じて、最新のものにされなければならない。
- 第 5：個人データは処理される目的で何であれ、目的にとって必要以上に長い期間保存されてはならない。
- 第 6：個人データは本法の下においてデータ主体の権利に合致するように処理されなければならない。
- 第 7：適切な技術的かつ組織的な措置が、無権限な又は違法な個人データの処理、及び過失による個人データの損失もしくは破棄、又は個人データに対する損害に対して、とられなければならない。
- 第 8：個人データは欧州経済領域（European Economic Area）以外の国家又は領土に移転されてはならない。ただし、当該国家又は領土が個人データの処理に関してデータ主体の権利又は自由に対して十分なレベルの保護を保障している場合を除く。

エ) 情報主体の権利

情報主体には、個人データにアクセス権利が与えられている。すなわち、情報主体は自己の個人データがデータ管理者によって処理されているか、又はデータ管理者のために処理されているかどうかを、当該データ管理者から通知してもらうことができる（7 条 1 項 a 号）。

また、情報主体は、損害又は苦痛を引き起こす可能性のあるデータ処理を拒否する権利が与えられている（10 条）。同様に、ダイレクトマーケティングを

目的としたデータ処理を拒否する権利も与えられている（11条）。

オ）制裁等

データ管理者のデータ保護法違反により損害を受けた者は、当該損害に関する賠償をデータ管理者に対して請求する権利を有する（13条1項）。苦痛に対する賠償も、一定の要件の下に認められている（13条2項）。

また、データ保護法の定める犯罪を行うと、罰金刑が科せられる（60条2項、3項）。

③消費者信用法における信用照会業者の規定の概要

消費者信用法は、信用照会業者について、「個人の経済状態に関する情報であって、その目的のため自ら集めた情報を他人に提供する事業を行っている者」と定める（145条（8）項）。信用照会業者は補助的信用事業の1つであり、免許を受けなければならない（145条（1）項（e）号、147条（1）項）。

信用供与が申し込まれ、それが拒絶された場合には、信用照会業者によってその申込者に関するネガティブ情報が提供された可能性が高い。そのような場合に備え、消費者信用は、債権者等、及び信用照会業者に対して、以下の義務を課している。

・債権者等の義務

債権者、所有者、又は交渉人は、債務者又は賃借人から書面による請求を受けたときは、7営業日以内に、情報の提供を受けた信用照会業者の名前及び住所について、その者に通知しなければならない（157条（1）項）。

・信用照会業者の義務

信用照会業者は、消費者から情報開示の請求が書面によりなされた場合には、7営業日以内に、その業者が保有している当該消費者に関する資料の写しを、その者に与えなければならない（158条（1）項）。

158条に基づいて情報を受け取った消費者であって、自己の資料の中の記録が不正確であり、それが訂正されないと損害を被るおそれがあると考える者は、当該業者に対し、その記録を自己の資料から抹消するか、又はそれを修正するよう請求する通知をすることができる（159条（1）項）。

信用照会業者は、この通知を受け取った後 28 日以内に、当該消費者に対し、その資料から当該記載を抹消又は修正したこと、又は何らの措置もとらなかったことを通知しなければならない（同条（2）項）。

・義務違反に対する制裁

以上の義務に違反することは、犯罪となる（157 条（3）項、158 条（4）項、159 条（6）項）。

また、免許の不更新、保留、取消等の行政法上の制裁も考えられる。

3）ドイツ

①ドイツにおける個人情報保護法制

ドイツにおいては、「連邦データ保護法」（Bundes daten schutz gesetz：略称 BDSG）によって、個人情報の保護が図られている。BDSG は、適用範囲を特定の情報分野に限定しておらず、横断法としての性格を有する。

②連邦データ保護法（BDSG）の概要

・BDSG 制定の経緯

ドイツでは、1976 年にはじめて、連邦データ保護法（旧連邦データ保護法）が成立した。その後、1983 年の連邦憲法裁判所判決（国政調査判決）を契機に改正作業が進められ、1990 年に現行の連邦データ保護法が成立、翌年施行された。

その後、ドイツは英国の場合と同様、1995 年の EC データ保護指令（個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する指令）に沿った法改正が義務づけられ、指令の定める期限には遅れたものの、2001 年に改正および施行され、現在に至っている。そこで、現行法は、2001 年連邦データ保護法と呼ばれている。

・BDSG の具体的内容

ア）本法の目的及び規律対象

本法は、個人を、他者による自己データの扱いによって、その人格権を侵害されることから保護することを目的とする（1 条 1 項）。

本法の規律対象は、連邦・州の公的機関及び非公的機関である（1条2項）。非公的機関には、自然人及び法人など私法上の団体が含まれ、与信取引に関する業者は、この非公的機関に当たることになる。

責任機関とは、個人データを自らのために収集、処理又は利用し、もしくは委託により他者をしてこれを行わしめる全ての人又は機関をいい（3条7項）、公的機関及び非公的機関は、これに含まれる。

本法の対象になる行為は、責任機関による個人データの収集、処理及び利用である（1条2項）。

イ）個人データの収集、処理、利用に関する制限

責任機関が個人データの収集・処理・利用をする場合には、これを明示的に許可している法規定があるか、又はこのような規定がない場合には対象となる当事者本人の同意を取り付ける必要がある（4条1項）。

本法では、データの収集、処理、利用が許容される場合について、詳細な規定を設けている（28条）。許される場合の例としては、自己の業務目的の遂行のための手段として、個人データを収集等することが、本人との契約関係もしくは信頼関係の目的に資する場合（28条1項1号）などがある。

ウ）正確性の保障

責任機関が保有する個人データに不正確な情報が含まれる場合や、正確性に疑義がある情報が含まれている場合、かかる不正確な情報は訂正されなければならない（35条1項）。

当該個人データの正確性が争われ、正確であることも、不正確であることも確定できない場合には、当該個人データは以後封鎖される（同条4項）。

また、当該個人データの蓄積が許されない場合など、35条2項各号に定める場合には、個人データは消去されなければならない。

消去に高額の出費を伴う場合など、35条3項各号に定める場合には、消去の代わりに封鎖が行われる。

エ）監督体制の措置

自らもしくは委託により個人データを収集、処理又は利用する公的及び非公

的機関は、この法律の規定の実施を保障するために、必要な技術的・組織的措置をとらなければならない（9条）。

オ）情報主体の権利

まず、最初に個人データが、自己業務目的のために本人が知らないままに蓄積される場合には、同条 2 項に当たる場合を除き、本人に、蓄積の事実、データの種類、収集、処理又は利用の目的及び責任機関の識別情報について通知されなければならない（33 条 1 項 1 文）。個人データが業務上、提供目的で本人が知らないままに蓄積される場合には、同条 2 項に当たる場合を除き、本人に最初の提供及び提供されるデータの種類について通知されなければならない（同条項 2 文）。

次に、情報主体は、非公的機関に対して、①自己に関して蓄積されたデータ、及び当該データの情報源に関するデータ、②データが譲渡される受領者又は受領者の範疇、③蓄積の目的について、開示を求めることができる（34 条 1 項）。

そして、データが不正確であった場合に、訂正等ができる（35 条）のは、（ウ）正確性の保障で触れた通りである。

カ）制裁等

責任機関が、法によって許容されない、又は不当な個人データの収集、処理又は利用によって、本人に損害を与えた場合には、責任機関又はその運営者は、本人に対して損害賠償義務を負う（7 条）。

また、情報主体に対する通知義務違反や、権限なくしてデータを収集する等の行為をした場合について、過料が課せられる（43 条 1 項・2 項）。1 項と 2 項では、過料の上限額が異なる。

さらに、43 条 2 項に掲げる行為を、対価を得て、又は自己もしくは他人の利得を図ることを意図して、又は他人を害することを意図して故意に行った場合には、2 年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる（44 条 1 項）。

4) フランス

①フランスにおける個人情報保護法制

フランスにおける個人情報保護の基本法は、「情報処理技術、情報ファイル及び諸自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律」(78 年法)である。

本法が、個人情報保護の基本法として、各種の情報分野における個人情報の取扱いを規律している。

②78 年法の概要

・ 78 年法制定の経緯

フランス民法典は、すべての人が私的生活を尊重される権利を有する旨定めている(フランス民法典 9 条)が、情報処理技術の発展によって、私的生活を尊重される権利への侵害が危惧されるようになったことから、この権利の保護を実効性あるものにすべく、個人情報保護の基本法として 1978 年法が制定されたのである。

その後、フランスも英国やドイツと同様に、1995 年の EC データ保護指令(個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する指令)に沿った法改正が義務づけられた。これを受けて、2004 年に大きな改正が行われた模様である。

残念ながら、改正法の内容を確認することはできなかった。そこで、以下では 2001 年に下院に提出された改正法案を参照しながら、78 年法の具体的内容を紹介する。

・ 78 年法の具体的内容

ア) 適用範囲及び規律の対象

本法は、情報ファイルに含まれ、表示するために取り出すことができる、人的性格のあるデータの自動処理ならびに非自動処理に適用される(2 条 1 項)。つまり、コンピュータによる自動処理だけでなく、非自動的なマニュアル手法による情報処理にも適用される。

本法の規律対象は、「人的性格のあるデータの処理責任者」である。「人的性格のあるデータの処理責任者」とは、法律等に明確な指定がある場合を除き、

単独で又は他の者と共同で、その目的及び手段を決定する、人、公共機関、部局もしくはその他すべての機関をいう（3 条 I）。そのため、この処理責任者には民間機関も含まれる。

イ）データ処理に関する規定

まず、人的性格のあるデータの処理は、原則として、情報処理技術と自由に関する国家委員会（La Commission de l'informatique et des libertés : 略称 CNIL）に申告することを要する（22 条 I）。

次に、処理にあたっては、情報主体の承諾を得るか、法定の事由があることを要する（7 条）。また、データの処理は、6 条 1 項所定の条件を満たすデータについてのみ、なし得る。さらに、人的性格のあるデータは、それが収集されたときの目的と適合しない目的で、爾後の処理の対象とすることができない（6 条 2 項）。

（6 条 1 項の定める条件）

- 第 1：データは、誠実かつ適切な方法で収集・処理されるものでなければならない。
- 第 2：データは、所定の、明白かつ正当な目的で収集されなければならない。爾後この目的に反する方法で処理されることはできない。
- 第 3：データは、それが収集され、爾後処理される目的に照らして適切・的確であり、かつ過剰でないことを要する。
- 第 4：データは、正確、完全で、かつ、必要な場合には最新のものでなければならない。データが収集され又は処理される目的に照らして不正確又は不完全なデータが消去され又は訂正されるように、適切な措置がとられなければならない。
- 第 5：データは、データが収集され又は処理される目的に必要な期間を超えない限り、当事者の同一性識別が可能な形式でこれを保存するものとする。

ウ）情報主体の権利

自己の人的性格のあるデータを収集されている人は、処理責任者から、処理責任者の身元、データの伝達先が追求する処理目的等について、情報提供を受

けることができる（32条1項）。

また、身元を証明するすべての自然人は、人的性格のあるデータの処理責任者に対して、自らに関係するデータが処理の対象となっているか否かについての確認など、法定の事項について照会する権利を有する（39条1項）。

さらに、不正確な、不完全な、曖昧な、過去のものとなっている、又はその収集、利用、伝達、保存が禁止されている、自らに関する人的性格のあるデータが、訂正され、補完され、更新され、封鎖され、又は抹消されることを請求できる（40条1項）。

エ）監督体制

データ処理責任者は、データの安全を保護するため、とりわけ、データが改ざんされ、損傷され、又は許可されていない第三者に送信されてしまうことを防止するために有用なあらゆる予防策を講じる義務を負う（34条1項）。

また、処理責任者が外部に業務を委託しても、処理責任者のために人的性格のあるデータを処理するすべての人は、本法の意味における下請とみなされる（35条2項）。そして、下請は、34条所定の安全措置及び秘密保持措置の実施を確保するのに十分な担保を提供できる者でなければならない（35条3項）。

オ）制裁等

本法より生じる義務を遵守しない処理責任者に対して、CNIL は警告を発すること、及び義務違反行為を中止するよう催告することができる。この催告に従わないときは、CNIL は、対審手続の後、課徴金を課すこと、及び処理の中止もしくはその破壊を命じる差止め命令などを発することができる（45条1項）。

また、本法の規定に違反する犯罪は、刑法の規定により処罰される（50条）。さらに、CNIL の行為を法定の方法で妨害する行為については、本法により罰金刑が定められている（51条）。

2. わが国の関係法律の概要

(1) 「割賦販売法」・「特定商取引に関する法律」・「電子商取引に関する準則」

1) 割賦販売法の概要

割賦販売法は、割賦販売等のいわゆる消費者信用に関する取引秩序の維持、消費者の保護を目的として制定された法律で、「割賦販売」、「ローン提携販売」、「割賦購入あっせん」といった形態のクレジット取引において、販売条件（取引条件）の表示、書面の交付、契約の解除等の制限、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限、契約申込みの撤回等（クーリング・オフ）を定め、さらには、割賦購入あっせん業者に対する抗弁規定が設けられている。

また、割賦購入あっせん取引のうち、分割払い若しくはリボルビング払いのクレジットカードを発行する者は、同法により「割賦購入あっせん業者」として経済産業省の登録を得る必要がある。

また、後掲の 2000 年の「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（書面一括法）により、「割賦販売法」の一部改正がなされ、クレジット取引においても電子書面による書面交付が認められている。

図表 2-2 割賦販売法における電子書面对応条文

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条の二 割賦販売業者は、第三条第二項若しくは第三項又は前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該割賦販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により前条第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者又は役務の提供を受ける者に到達したものとみなす。

次に割賦購入あっせん業者に対する抗弁については、消費者が割賦購入あっせんにより購入した指定商品・指定役務・指定権利について販売業者等との間で生じている事由をもって、クレジット会社に対して当該クレジット代金の支

払いを拒むことができる権利をいう。販売業者等との間で生じている事由とは、例えば、商品の引渡しがない、商品に瑕疵がある、商品の販売の条件になっている役務の提供がなされない、詐欺、強迫、強要などの売買契約に起因する事由が挙げられる。

ただし、(1) 指定商品等の購入が購入者にとって商行為になるとき（業務提供誘引販売個人契約、連鎖販売個人契約に係るものを除く）、(2) 購入者が、総合及び個品方式の割賦購入あっせんにより購入した指定商品等の支払総額が4万円未満のとき（リボルビング方式の場合は、現金販売価格が3万8千円未満）のときには適用されない。

（割賦購入あっせん業者に対する抗弁）

第三十条の四 購入者又は役務の提供を受ける者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入した指定商品若しくは指定権利又は受領する指定役務に係る第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該指定商品若しくは当該指定権利の販売につきそれを販売した割賦購入あっせん関係販売業者又は当該指定役務の提供につきそれを提供する割賦購入あっせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする割賦購入あっせん業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者又は役務の提供を受ける者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする購入者又は役務の提供を受ける者は、その対抗を受けた割賦購入あっせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて次に掲げるものについては、適用しない。

一 政令で定める金額に満たない支払総額に係るもの

二 その購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）

2) 特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律（旧称：訪問販売等に関する法律）」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律で、同法により通信販売取引を規律して

いる。

図表 2-3 特定商取引法の対象となる取引類型

訪問販売	自宅への訪問販売、キャッチセールス（路上等で呼び止めた後営業所等に同行させて販売）、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売）等
通信販売	新聞、雑誌、インターネット（インターネット・オークションも含む）等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売（「電話勧誘販売」に該当するものを除く。）
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込を受ける販売
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引（現在、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6役務が対象）
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引

同法では、「通信販売」を販売業者または役務提供事業者が新聞、雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシなどを見た消費者が、郵便、電話、ファクシミリ、インターネットなどで購入の申込みを行う形態の取引方法をいう。

「販売業者または役務提供事業者」とは、販売または役務の提供を業として営む者の意味であり、「業として営む」とは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいい、営利の意思の有無についてはその者の意思にかかわらず客観的に判断されることとなる。上記要件に該当すれば、個人でも特定商取引法上の「事業者」となる。また、インターネット・オークションにおいては、出品者の中に事業者と非事業者が混在しており、事業者であっても事業者としての同法の表示義務を遵守していないことが多く見られることから、経済産業省では、2006年1月31日インターネット・オークションにおいて同法の「販売業者」に該当すると考えられる場合を明確化するため、「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」を策定し、これを公表した。

同法による通信販売に対する規制は、広告の表示（法第11条）誇大広告等の禁止（法第12条）前払式通信販売の承諾等の通知（法第13条）顧客の意に

反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止（法第 14 条）がある。特に、法第 14 条については、『インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドライン』が 2001 年 6 月 1 日に施行されており、パソコンの画面上で申込みができるようなインターネット通販に関して、特定商取引法に基づき、事業者に対し、分かりやすい申込画面の設定を行うことが義務づけられた。具体的には、（1）顧客がパソコンの操作を行う際に、申込みとなることを容易に認識できるように表示していなかったり、（2）申込みを受ける場合において、顧客が申込みの内容を容易に確認及び訂正できるようにしていない場合には、「顧客の意に反して契約の申込み行わせようとする行為」が、行政処分の対象となる。

3)「電子商取引に関する準則」の概要

電子商取引については、現行法がどのように適用されるのかという点については、必ずしも解釈が明確になっているとは言い難く、当事者が安心して電子商取引に参加できる法的な環境が整備されているとは言えない側面がある。電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的とするため、経済産業省産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会において取りまとめた提言を踏まえ、経済産業省が現行法の解釈についての一つの考え方として「電子商取引に関する準則」を策定した。

図表 2-4 「電子商取引に関する準則」の構成

第1. オンライン取引	1. 契約手法に関する問題	(1) 契約の成立時期（電子承諾通知の到達） (2) ウェブサイトの利用規約の有効性 (3) なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属 (4) なりすましを生じた場合の認証機関の責任 (5) 未成年者による意思表示 (6) 管轄合意条項の有効性 (7) 仲裁合意条項の有効性
-------------	---------------	---

第2. 情報財取引	2. 新たな取引の発展に伴う問題	(1) 電子商店街（サイバーモール）運営者の責任 (2) インターネット・オークション ①オークション事業者の利用者に対する責任 ②オークション利用者（出品者・落札者）間の法的関係 ③インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期 ④「ノークレーム・ノーリターン」特約の効力 ⑤インターネット・オークションと特定商取引法 ⑥インターネット・オークションと景品表示法 ⑦インターネット・オークションと電子契約法 ⑧インターネット・オークションと古物営業法 (3) インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い
	3. 消費者保護	(1) 消費者の操作ミスによる錯誤 (2) インターネット通販における分かりやすい申込画面の設定義務 (3) ウェブ上の広告表示の適正化 ①景品表示法による規制 ②特定商取引法による規制
	1. ライセンス契約	(1) 契約の成立とユーザーの返品の可否 ①情報財が媒体を介して提供される場合 ②情報財がオンラインで提供される場合 (2) 重要事項不提供の効果 (3) 契約中の不当条項 (4) ソフトウェアの使用許諾が及ぶ人的範囲 (5) 契約終了時におけるユーザーが負う義務の内容 (6) 契約終了の担保措置の効力 (7) ベンダーが負うプログラムの担保責任 (8) ユーザーの知的財産権譲受人への対抗
	2. 知的財産	(1) PtoP ファイル交換ソフトの利用及びPtoP ファイル交換サービスの提供 (2) ドメイン名の不正取得等 (3) インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害 (4) ID・パスワード等のインターネット上での提供 (5) データベースから取り出された情報・データの扱い (6) インターネットサイト上の利用 (7) 他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点 (8) eラーニングにおける法的責任

(2) その他の民事法

1) 電子署名及び認証業務に関する法律

「電子署名及び認証業務に関する法律」は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、2001年4月1日に施行された。

表 2-5 電子署名及び認証業務に関する法律の概要

項 目	内 容	
電磁的記録の真正な成立の推定	電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名がなされているときは、真正に成立したものと推定する	
特定認証業務に関する認定の制度	① 認証業務の認定	認証業務（電子署名を確認するために用いる情報が本人に係るものであることを証明する業務）のうち一定の要件を充たすものを特定認証業務と定義し、これを行おうとする者は、主務大臣（三大臣）の認定を受けることができることとする。
	② 指定調査機関	主務大臣は、認証業務の認定に当たり、その指定する者（指定調査機関）に調査の全部又は一部を行わせることができる。
その他必要な事項	① 特定認証業務に関する援助等	主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
	② 国民への教育活動、広報活動	国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

	③国家公安委員会の役割	国家公安委員会は、認定を受けた認証業務に関して、重大な被害が生じることを防止するために必要があると認めるときには、主務大臣に対し、必要な措置をとることを要請できる。
	④罰則	利用者が認定認証事業者等に不実の証明をさせる行為について、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法特例法

「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法特例法」は、電子契約を巡る(1)インターネット市場における取引ルールの明確化、(2)国際的なインターネット市場におけるルールとの調和、(3)ネット上の消費者トラブルへの有効な救済措置の整備を図り、取引の基本的なルールを定めた民法の特例措置を講じるために、2001年12月25日に施行された。

同法により、電子消費者契約における錯誤無効の主張に対する事業者の重過失反証の制限及び電子契約の成立時期の発信主義から到達主義への転換がなされた。

図表 2-6 民法と電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法特例法の比較

民 法	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法特例法
(錯誤) 第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。	(電子消費者契約に関する民法の特例) 第三条 民法第九十五条 ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措

	置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。 一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。 二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。
(隔地者間の契約の成立時期) 第五百二十六条 第一項 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。 (申込みの撤回の通知の延着) 第五百二十七条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。 2 承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。	(電子承諾通知に関する民法の特例) 第四条 民法第五百二十六条第一項 及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

3) 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律

IT 化が進展する中で、書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘を踏まえ、その緊急的な見直しを行うため、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」が 2001 年 4 月 1 日に施行された。

同法により民－民間の書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている法律 50 本（「割賦販売法」「特定商取引に関する法律」も対象）については、従来の手続に加え、電子的手段を容認するものである。

4) 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

2004 年秋、偽造又は盗難にあったキャッシュカードによる預貯金の不正な払戻し等が急増したことを受け金融庁では 2005 年 2 月に「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」を設置し、『偽造キャッシュカード被害に対する補償を中心として』（3 月 31 日）、『盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心として』（5 月 13 日）、『偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心として』（6 月 24 日）を取りまとめ相次ぎ公表した。

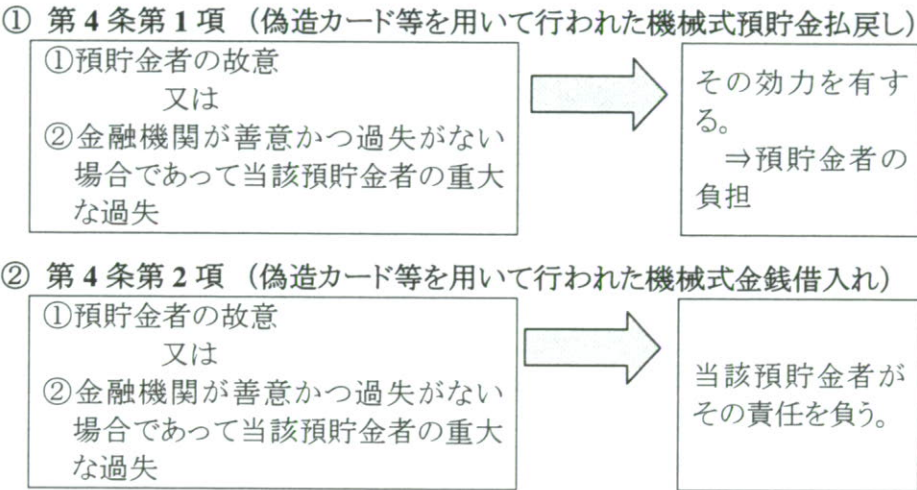
そして、同年 8 月には、『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』が成立し、2006 年 2 月に施行された。

同法は、偽造・盗難カードが用いられた預貯金者等が被害を被った場合、民法第 478 条（債権の準占有者に対する弁済）の特例として、金融機関が補償しなければならない範囲を明確化することともに、預貯金者の過失の立証責任を金融機関が負うことなどを定めている。

図表 2-7 カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例【第 3 条】

○民法第四百七十八条の規定は、カード等その他これに類似するものを用いて行われる機械式預貯金払戻し及び機械式金銭借入れ（以下「機械式預貯金払戻し等」という。）については、適用しない。 ○ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等については、この限りでない。	＜参考＞（債権の準占有者に対する弁済） 第 478 条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。
---	--

図表 2-8 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等の効力【第 4 条】



図表 2-9 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん等【第 5 条】

盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てん	補てんする場合	補てんを求めることができる場合（第 5 条第 1 項）	次の各号のいずれにも該当する場合 一 当該真正カード等が盗取されたと認めた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったこと。 二 当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行ったこと。 三 当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものを示したこと。
--------------------------------------	---------	-----------------------------	--

		補てん額 (第 5 条第 2 項)	当該金融機関は、当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額(基準日以後において行われた当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額に限る。以下「補てん対象額」という。)の補てんを行わなければならない。 ＜補てんしない場合＞ 金融機関が、盗難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式預貯金払戻しが当該補てんの求めをした預貯金者の故意により行われたことを証明した場合
		補てん額② (第 5 条第 2 項)	当該金融機関が、当該機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の過失(重大な過失を除く。)により行われたことを証明した場合は、その補てんを行わなければならない金額は、補てん対象額の四分の三に相当する金額とする。
	補てんしない場合	補てんを行なうことを要しない場合(第 5 条第 3 項)	金融機関が、次の各号のいずれかに該当することを証明した場合 一 当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。 イ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。 ロ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。 ハ 当該預貯金者が、第一項第二号に規定する金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 二 当該盗難カード等に係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して行われたこと。
			次の各号のいずれにも該当する場合 一 当該真正カード等が盗取されたと認めた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったこと。 二 当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行ったこと。 三 当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものを示したこと。
盗難カード等を用いて行われた機械式金銭借入れの支払いの免除	支払いが免除される場合	支払いを求めることができない場合(第 5 条第 4 項)	

			盗難カード等を用いて行われた機械式金銭借入れについて、当該機械式金銭借入れ(基準日以後において行われた当該機械式金銭借入れに限る。以下「対象借入れ」という。)について、その支払を求めることができない。 ＜支払い免除がされない場合＞ 当該金融機関が当該機械式金銭借入れが盗難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の故意により行われたものであることを証明した場合
		支払いを求めることが制限される場合(第5条第4項)	当該金融機関が、当該機械式金銭借入れが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の過失(重大な過失を除く。)により行われたことを証明した場合は、その支払を求めることができない金額は、対象借入れに係る額の四分の三に相当する金額とする。
	支払いが免除される場合	支払いを求めることができる場合(第5条第5項)	金融機関が、次の各号のいずれかに該当することを証明した場合 一 当該機械式金銭借入れが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。 イ 当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。 ロ 当該機械式金銭借入れが当該預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。 ハ 当該預貯金者が、第一項第二号に規定する金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 二 当該盗難カード等に係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して行われたこと。

図表 2-10 損害賠償等がされた場合等の調整【第 6 条】

第 5 条第 2 項の規定に基づき補てんを受けることができる預貯金者に対し、支払の金額の限度で当該預貯金者に対して補てんを行う義務を免れる場合 (第 6 条第 1 項)	次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払がされた場合 一 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻しが弁済の効力を有しない場合に当該預貯金者が当該金融機関に対して有する当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金の払戻請求権 二 盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻しが弁済の効力を有する場合に当該預貯金者が当該機械式預貯金払戻しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権
除外(第 6 条第 1 項但し書き)	第 5 条第 2 項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当該金融機関は、当該支払の金額が補てん対象額から同項ただし書の規定に基づく補てんを受けることができることとされる金額を控除した金額を超えるときに限り、当該超える金額の限度で当該預貯金者に対して補てんを行う義務を免れる。
補てんの限度(第 6 条第 2 項)	前条第二項の規定による補てんを受けた預貯金者は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第一号に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことができない。
請求権の取得	前条第二項の規定により預貯金者に対し補てんを行った金融機関は、当該補てんを行った金額の限度において、当該預貯金者の有する第一項第二号に掲げる請求権を取得する。

同法の施行に際しては、預金の不正な払戻しに係る顧客の故意・過失による金融機関の責任範囲を明確にするため全国銀行協会では、その考え方を取りまとめ同協会ホームページにて公開した。

図表 2-11 預金の不正な払戻しへの対応について (全国銀行協会/平成 17 年 10 月 6 日)

【重大な過失または過失となりうる場合】 1. 本人の重大な過失となりうる場合 本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。 (1) 本人が他人に暗証を知らせた場合 (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合 (4) その他本人に(1)及び(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 (注) 上記(1)及び(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまでも介護ヘルパーが個人的立場で行なった場合)等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
--

2. 本人の過失となりうる場合

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ① 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所、・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつキャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証の管理

- ア 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所、・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
- イ 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

② キャッシュカードの管理

- ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状態においた場合

(3) その他、(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

出典：全国銀行協会 HP

(3) 刑法

1) 偽造カードの作成・所持・行使等に関する刑法の一部改正

代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為を処罰規定を整備するために刑法の一部が改正され、2001年7月24日に施行された、これにより、電磁的記録を構成部分とするクレジットカードなどの支払用カードの偽造、偽造準備、偽造カードの所持等が処罰の対象となった。同時に、これらの犯罪については、すべての者の国外犯が処罰されることとなった。

なお、本条第1項前段でいう「代金又は料金の支払用のカード」には、クレジットカード、プリペイドカードなどの商品購入やサービスの対価の支払い決済を目的とするカードが含まれ、同項後段の「預貯金の引出用のカード」には、郵便貯金及び各種金融機関の預貯金の引出し・預入れ用に用いられるキャッシュカードを指し、これには即時振替決済機能の付加されたいわゆるデビットカ

ードも含まれるとされている。

図表 3-1 偽造クレジットカードと刑法

罪 種	条 数	条 文
支払用カード電磁的記録不正作出罪	第 163 条の 2 第 1 項	人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。
支払用カード電磁的記録供用罪	第 163 条の 2 第 2 項	不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。
支払用カード電磁的記録譲渡等の罪	第 3 項	不正に作られた第1項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。
不正電磁的記録カード所持罪	第 163 条の 3	前条第1項の目的で、同条第3項のカードを所持した者は、5年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
支払用カード電磁的記録不正作出の準備罪（情報取得）	第 163 条の 4 第 1 項	第 163 条の2第1項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、3年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。
支払用カード電磁的記録情報保管罪	第 2 項	不正に取得された第 163 条の2第1項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。
支払用カード電磁的記録不正作出準備罪（器械、原料）	第 3 項	第1項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。
未遂罪	第 163 条の 5	第 163 条の2及び前条第1項の罪の未遂は、罰する。

2) 電子計算機使用詐欺罪

1987 年の刑法改正により、①電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法 234 条の 2）、②電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）、③電磁的記録不正作出・供用罪（刑法 161 条の 2）が新設された。

図表 3-1 1987 年刑法改正の概要

罪 種	条 数	条 文
電子計算機 損壊等業務 妨害	第 234 条の 2	人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
電子計算機 使用詐欺	第 246 条の 2	前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。
電磁的記録 不正作出及 び供用	第 161 条の 2	人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、5年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第1項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。 4 前項の罪の未遂は、罰する。

電子計算機使用詐欺罪は、コンピュータに虚偽の情報や指令を与え、若しくは不正なデータを作成し、不当な利益を得る行為を行った者は、10 年以下の懲役に処せられることとなるが、同条の適用について、2006 年 2 月 16 日に最高裁判所第 1 小法廷は、他人のクレジットカード番号を盗み、これをインターネットのサイトで入力して電子マネーを取得したことが電子計算機使用詐欺罪の要件を満たすかどうかについて、「入力した番号が真正でも、他人名義の申し込みで虚偽の情報を与えている」とし同罪の成立を認める初判断を示した。

判例 平成 18 年 02 月 14 日 第一小法廷決定 平成 17 年(あ)第 1601 号 強姦, 恐喝, 窃盗, 電子計算機使用詐欺被告事件

要旨:

窃取したクレジットカードのカード番号などの情報をクレジットカード決済代行業者の使用する電子計算機に与えて電子マネーを購入した行為が, 電子計算機使用詐欺罪に当たるとされた事例

内容:

件 名 強姦, 恐喝, 窃盗, 電子計算機使用詐欺被告事件 (最高裁判所 平成 17 年(あ)第 1601 号 平成 18 年 02 月 14 日 第一小法廷決定 棄却)

原 審 大阪高等裁判所 (平成 16 年(う)第 1867 号)

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中 120 日を本刑に算入する。

理 由

弁護人屋敷哲郎の上告趣意のうち, 違憲をいう点は, 実質は単なる法令違反の主張であり, その余は, 量刑不当の主張であって, 適法な上告理由に当たらない。

被告人本人の上告趣意は, 単なる法令違反, 事実誤認, 量刑不当の主張であって, 適法な上告理由に当たらない。

所論にかんがみ, 電子計算機使用詐欺罪の成否につき職権で判断する。

原判決及びその是認する第 1 審判決の認定によれば, 被告人は, 窃取したクレジットカードの番号等を冒用し, いわゆる出会い系サイトの携帯電話によるメール情報受送信サービスを利用する際の決済手段として使用されるいわゆる電子マネーを不正に取得しようと企て, 5 回にわたり, 携帯電話機を使用して, インターネットを介し, クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に, 本件クレジットカードの名義人氏名, 番号及び有効期限を入力送信して同カードで代金を支払う方法による電子マネーの購入を申し込み, 上記電子計算機に接続されているハードディスクに, 名義人が同カードにより販売価格合計 11 万 3000 円相当の電子マネーを購入したとする電磁的記録を作り, 同額相当の電子マネーの利用権を取得したものである。

以上の事実関係の下では, 被告人は, 本件クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず, 本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与え, 名義人本人がこれを購入したとする財産権の得喪に係る不実の電磁的記録を作り, 電子マネーの利用権を取得し

て財産上不法の利益を得たものというべきであるから、被告人につき、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた原判断は正当である。

よって、刑訴法 414 条, 386 条 1 項 3 号, 181 条 1 項ただし書, 刑法 21 条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

出典：最高裁判所 HP

（４）不正アクセス行為の禁止等に関する法律

1987 年の刑法改正により、電子計算機損壊等業務妨害罪、電子計算機使用詐欺罪、電磁的記録不正作出・供用罪が規定されたものの、コンピュータに侵入してただ内部の情報をのぞき見たり持ち出したりする行為を処罰の対象としていなかったことから、ネットワークへの不正アクセス自体を犯罪として処罰するため、「不正アクセス行為等の禁止等に関する法律」が 2000 年 12 月 13 日より施行された。

同法第 3 条各項により、1) アクセス制御機能のあるコンピュータに対し、他人の識別符号を入力して、制限されている利用を可能にする行為、2) アクセス制御機能のあるコンピュータに対し、特殊な情報又は指令を入力して、制限されている利用を可能にする行為、3) ネットワークで接続された他のコンピュータのアクセス制御機能によって利用が制限されているコンピュータに対し、特殊な情報または指令を入力して、制限されている利用を可能にする行為が禁止され、これに違反した者は第 8 条により 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。さらに、法第 4 条により、不正アクセス行為を助長する行為も処罰の対象となっている。

一方、アクセス管理者に対しても努力義務として、識別符号又はそれを確認するために用いる符号を適正に管理すること、アクセス制御機能の有効性を常に検証すること、必要に応じてその機能を高度化すること、その他不正アクセス行為を防御するために必要な措置を講ずることが求められている（法第 5 条）。

3. 諸外国の関係法律との比較

ここでは、与信行為に関する法制について、わが国と諸外国を比較・検討する。その際、まずはアクワイアラー・イシューアー・決済代行業者等の関連事業者への対応という観点から、考察を行うことにする。

次に、その他の点について考察を行う。具体的には、諸外国の法律を検討した際にポイントとなった、適用範囲、業規制、民事ルールの3点について比較・検討を行う。

(1) 関連事業者の責務と役割についての考察

わが国の割賦販売法においては、規制を受ける取引類型について、「割賦販売」、「ローン提携販売」及び「割賦購入あっせん」の3つを挙げている。そして、これらの取引を業として行う者を適用対象としている。

これに対して、諸外国の法律をみると、適用対象とされているのは、英国における「債権者」やドイツにおける「事業者」など、各国の法律が規制対象としている取引の当事者である。

このように、アクワイアラー・イシューアー・決済代行業者等の関連事業者について、明確に適用対象としている法制はみられない。そのため、これらの関連事業者に対して現行の法律が適用されるのかは明確でない。その意味で、関連事業者への対応策は、各国共通の課題といえることができるであろう。

もっとも、諸外国の法制の中で、参考になると思われる部分がある。それは、英国の業規制である。英国の消費者信用法では、規制契約の当事者が適用対象となるほか、信用仲介者や信用照会業者などの非当事者についても、補助的信用事業として一部の規定が適用される。とりわけ、免許制に関する規定は、ほぼ全面的に適用される（英国・消費者信用法 147 条）。

上記のような方法で関連事業者に規制を及ぼし、対応していくこと、そして、その責務や役割を明らかにしていくことは可能であろう。

もっとも、英国では免許制が採用されているのに対し、わが国においては、割賦購入あっせんの一部（総合・リボルビングの場合）に登録制が採用されているにとどまる。英国のような制度を採用するには、前提となる業規制のあり方についても、検討を要する。

(2) 法の適用範囲等についての考察

1) 適用範囲について

適用範囲について、わが国の割賦販売法では、指定商品制が採用されており、諸外国にはみられない特色である。もっとも、指定商品制を採用したため、適用除外となる場合は商行為となる場合などに限られている（8条）。裾切り規定も、抗弁の対抗にあるのみである（30条の4第4項1号）。

これに対し、諸外国においては、指定商品制を採用していない。しかし、その一方で、不動産取引などを含んだ詳細な適用除外を定めている。また裾切り規定も、米国を除いて定めがある。

適用範囲の点について、法制上の比較優位を見出すとするならば、指定商品制を採用せず、原則として法の適用を認める、諸外国の法制ということになる。もっとも、わが国の指定商品制が広汎に及んでいる点を考えると、適用範囲の広狭について、一概に結論を出すことはできない。この点に関する諸外国の優位は、それほど大きなものではないであろう。

2) 業規制

業規制について、わが国では、前払式割賦販売に許可制が採用されている（11条）ほか、割賦購入あっせんの一部（総合・リボルビングの場合）に登録制が採用されている（31条）にとどまる。

これに対し、諸外国においては、連邦機関による監督を受ける国（米国）、免許制のような厳しい制度を採用する国（英国）、別個の法律において監督を行う国（ドイツ及びフランス）、など様々である。

しかし、米国においては、州で許可制が採用されていたり、司法長官等に違法なビジネス慣行の差止め命令を発する権限を有している。また、ドイツでも、信用制度法の適用がある場合には、原則として銀行免許が必要となる。

これらの規制とわが国の規制を比べると、行政権限の強弱については、諸外国の法制が比較優位にあるといえよう。わが国において、行政権限を強化する必要があるかどうか、検討が必要なのではなかろうか。

3) 民事ルール

民事ルールについて、わが国及び諸外国は、抗弁の接続を認めることについてほぼ一致している。問題は、既払い金の返還を認めるか否かにあるといえよう。

この点については、英国が原則として肯定するほか、フランスでも主契約との無効・解除と連動することを認めており、これらの国においては、消費者保護について一步進んだ法制を採用しているといえることができる。

他方で、わが国のほか、ドイツや米国のように、原則として既払い金の返還まで認めない国もある。必ずしも、既払い金の返還を認めることが国際標準であるとはいえない。

この問題について、現段階で比較優位を論じることは困難である。もう少し踏み込んだ検討が必要であろう。とりわけ、既払い金の返還を認める英国とフランスの実態について、研究が進められることを希望したい。

(3) 電子商取引とクレジットカード決済に関するルール等について

消費者向け電子商取引は新しい取引であるがために、責任の所在が明らかではなく関係当事者それぞれが果たすべき役割も曖昧であるため、消費者が取引に係るリスクを回避することができないのではないかという懸念がある。

そのために、クレジットカード決済による消費者向け電子商取引において、取引の安心・安全性を確保し、消費者の利便向上を図っていくためには、まず関係当事者の役割と責任分担の明確化が必要である。

関係当事者の責務を法定化することは、低コスト、簡易・迅速性という消費者向け電子商取引の取引の特徴を害し、消費者にとっても利便性が損なわれるといった弊害が生じ、また市場のダイナミクス性を損なう恐れもあることから、より慎重な検討を要することになる。

また、仮に責任範囲を法的に規定する場合、市場メカニズムを通じた法の実現を図るべきであり、取引当事者の権利義務関係を規律するための取引ルールを中心に据えるべきであろう。また、その内容は、可能な限り明確にし、当事者の予見可能性を高める工夫が必要となろう。

しかしながら、一方で技術革新の動向に伴い取引の方法・内容が大きく変化・変質する取引であることから、このような場合であっても適用しうる包括的な規定であること

も求められる点に留意する必要がある。

なお、「ドイツではデジタル署名、プロバイダーの法的地位、個人情報の保護等について、インターネット固有の問題として立法による解決を図った。しかし、インターネットを用いない場合に適用されるべきルールが、インターネットを用いた取引にも一般のルールを適用すべきであると解されており、わが国の法制化を考える上での一つの参考事例となろう¹⁾」との指摘もあることから、この点を含めて法的整備のあり方についても検討していくことが求められよう。

また、クレジットカード決済による消費者向け電子商取引において、なりすましが行われ被害が発生した場合の責任の所在とそれによる被害を誰が負担するかという問題がある。

現行クレジットカード会員規約では、カード会員は、クレジットカード会員規約上の義務違反により本人に帰責事由がある場合などを除き、支払義務を負わないこととなっており、また、実務においては、偽造カードや電子商取引によるなりすましのよう本人以外の第三者によってカード情報が不正に使用された場合、カード会社が事実関係の調査を行った上、カード会員に対して、支払請求を行わない対応が一般的である。

このように、クレジット会社では、不正使用による被害をカード会員が実質的に負担を負うことにはないようになっているのが実情ではあるが、カード会員の帰責事由（カード会員の故意又は重過失）がある場合には当該カード会員が責めを負うことになる。この場合、故意又は重過失についての判断となる基準については、クレジットカード会員規約によるものとされているが、クレジット会社側にとっての故意・過失については何ら言及されていない。よって、本年 2 月に施行された『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行なわれる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』と同法を受けての金融機関等の取組み状況を参考にしつつ、クレジット会社・カード会員双方にとっての故意・過失に対する考え方を再度検証する必要があるだろう。

さらに、その場合、消費者向け電子商取引では、一般に小額取引においてもクレジットカード決済が用いられている。しかしながら、なりすまし手口の場合、日本人のカード会員のカード情報をもとに海外でも不正使用の被害が発生し、膨大な被害金額にのぼる場合もあり、これをすべてカード会員に負担を求めることは適切ではない。

¹⁾ 神作裕之「金融サービス法（仮称）における「取引ルール」の意義と在り方」

そのため、このような場合のカード会員の責任についても、例えば、米国における 50 ドル・ルール、フランスの 150 ユーロまでの限定責任といったある一定の事象において発生した被害に対して消費者の負担すべき額を一定限度に限定する仕組みの導入についても検討すべきであろう。

第3章 結語

1950年代の後半から急速に拡大したわが国の消費者信用は、その成長とともに、取引に関連する様々な消費者トラブルが発生し、その都度、そのような問題を解決すべく、法規制等の必要性について議論がなされてきた。このため、割賦販売法の成立や数度に渡る改正、また、本報告書の中でも触れているが、関連する法律として特定商取引に関する法律、刑法の一部改正など、多くの関係法律や規制なども含めた、法的な環境整備が行われてきた。

このような状況の中で、今回は、特に電子商取引に関連する決済手段の問題として、クレジットカードを利用した場合に、どのような消費者トラブルが生じてくるのかという点を中心に、諸外国の動向を参考としつつ、日本の法整備状況などと比較を行い現状を概観した。

さらに、先般施行された、個人情報保護法とも密接に関係する議論として、電子商取引に関連する情報漏洩・情報流出などの問題やこのような情報を悪用した、詐欺的行為などにも、視点をあてて整理を行った。

このような作業を通じて、今後の検討課題をあげてみると、以下のようなものが考えられる。

- 1) わが国の、現状のクレジットカード取引の実態や特にインターネットによる商品購入取引のクレジットカード利用の実態をみると、多くが現行の割賦販売法の適用から外れる取引であり、そこに発生した消費者と事業者間における問題の解決を図る場合に、その法適用のあり方などについては、今後さらに検討すべきものと考えられる。
- 2) インターネット上のモールを利用して、消費者が商品を購入し、その代金決済を行った場合において、万一、商品やサービスの提供等に瑕疵等があった場合などに、その取引の成立に尽力した関係当事者の果たすべき役割や責任については、さらに検討し、その責任の所在等を明確にしていく必要がある。
- 3) 上記の2)のなかで、特に、クレジットカードの取引に於いては、その課題に関連して、イシューアー、アクワイアラー、当該取引の関係する加盟店、さらにはモール事業者などの契約関係を整理していく必要がある。

- 4) また、クレジット取引全般の議論でもあるが、このような複数当事者が介在する取引における、情報漏洩等の問題に関連する管理責任の問題や、万一問題が発生した場合の責任関係などについても、今後さらに検討すべき課題であると思われる。
- 5) その他、クレジットカード取引やインターネットを利用した取引については、その取引が、ワールドワイドなものであることから、海外の関連法制の整備状況や議論の方向性などを、参考としつつグローバルな視点にたってわが国の法環境の整備に努める必要がある。

このような論点などをふまえながら、関係行政、業界等の場に於いて、今後さらにクレジットカード等を利用した「電子商取引をめぐる環境整備」に関する議論が深まることを期待したい。

参考文献

- 内閣府国民生活局「個人情報保護法の施行状況について(平成17年度上半期)」(2004年)
- 西田典之「カード犯罪と刑法」ジュリストNo.1209 (2001年)
- 日本の消費者信用統計(社)日本クレジット産業協会
- 総務省『通信利用動向調査』
- 経済産業省「平成 16 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」
- 「月刊消費者信用」2005 年 9 月号
- 日本郵政公社「第 9 回 金融機関利用に関する意識調査(平成 17 年度)」結果
- 経済産業省「インターネット商取引とクレジット事業研究会中間報告書」
- 国民生活センター PIO ネット
- 内閣府国民生活局「個人情報保護法の施行状況について(平成 17 年度上半期)」
- 国家公安委員会、総務省、経済産業省「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」
- 蓑輪靖博「貸付真実法からみたアメリカ消費者信用法制についてーわが国の消費者信用法制のあり方を考える手がかりとして」クレジット研究No.31 (2003年)
- 小林・藤澤・前野・松中・柳澤・Ribeiro「1974年消費者信用法翻訳」クレジット研究No.34 (2005年)
- ドイツ消費者信用法制研究会「ドイツ民法参照条文」クレジット研究No.30 (2003年)
- 後藤・野澤・町村・柴崎・太矢・桜井「【翻訳】フランス消費法典」クレジット研究No.28 (2002年)
- 「割賦販売法の解説」
- 経済産業省「電子商取引等に関する準則」(2006年)
- 警察庁「平成17年(1～11月)の犯罪情勢」(2005年)
- 神作裕之「金融サービス法(仮称)における「取引ルール」の意義と在り方」

参考資料

電子商取引等に関する準則＜抜粋＞²

(3)なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属

【論点】

いわゆる「なりすまし」が行われた場合、なりすまされた本人が責任を負う場合があるか。

1. 考え方

(1)インターネット通販における決済をめぐる問題

インターネット通販において、なりすましが問題となるのは、主に決済の場面である。特に、クレジットカード決済やインターネットバンキング決済のように、消費者側から見て、商品購入と代金決済とで相手方が異なる場合、複数の当事者間における法律関係がどのようなになるかという複雑な問題が生じる。

これらの場合、i) なりすまされた本人と販売店（売主）との間の法律関係、すなわち、なりすまされた本人と売主との間の契約が成立しているかどうかと、ii) なりすまされた本人と決済機関（カード会社・銀行）との間の法律関係、すなわち、決済機関はなりすまされた本人に代金の支払請求をすることができるか（又はなりすました者の指示に従ってなされた振込は有効か）がそれぞれ問題となる。

①本人と売主との間の売買契約は成立するか

i) 本人確認の方式について事前合意がない場合(1回限りの取引)

本人確認の方式について事前合意がない場合、なりすましによる意思表示については、原則として本人に効果は帰属しないので、本人と売主との間で契約は成立しない。

しかし、a) 外観の存在、b) 相手方の善意無過失、c) 本人の帰責事由という民法上の要件を満たせば、表見代理の規定（民法第109条、第110条、第112条）を類推適用して、本人に効果帰属が認められ、契約が成立する場合が

² 経済産業省 平成18年2月1日 「「電子商取引等に関する準則」の改訂・公表について」より抜粋
http://www.meti.go.jp/press/20060201002/junsoku_kaitei-set.pdf

ある。

ii) 本人確認の方式について事前合意がある場合(継続的取引)

継続的取引の場合、通常、特定の ID やパスワードを使用することにより本人確認を行うこととするなど、本人確認の方式について事前に合意がなされている。この場合、事前に合意された方式を利用していれば、原則として本人に効果が帰属し、本人との間で契約は成立する。

しかし、売主側が提供するシステムのセキュリティの安全性の程度について相手方が認識しないまま事前合意がなされた場合において、当該相手方が通常合理的に期待する安全性よりもセキュリティレベルが相当程度低いときは、事前合意の効力が制限される可能性がある。そのほか、一方当事者が消費者の場合において、消費者側の帰責事由の有無を問わず一律に本人に責任を負わず場合なども、合意の効力が認められない場合がある。その場合は、上記 i) に従って判断される。

(事前合意が無効となる可能性がある例)

- ・ ID・パスワードにより事業者が本人確認をしさえすれば、消費者(本人)の帰責性の有無に関わらず、一律に本人に効果が帰属するとする条項
- ・ 具体的なセキュリティシステムについての合意のないまま本人確認の方式のみについて事前合意がなされたものの、売主側の設定したセキュリティシステムの安全性が低く、本人確認のための情報について漏洩のおそれが高い場合

(事前合意が有効となる可能性がある例)

- ・ データはSSLで暗号化して送信するとともに、売主側のシステムの安全性が高く、データの漏洩のおそれが著しく低い場合

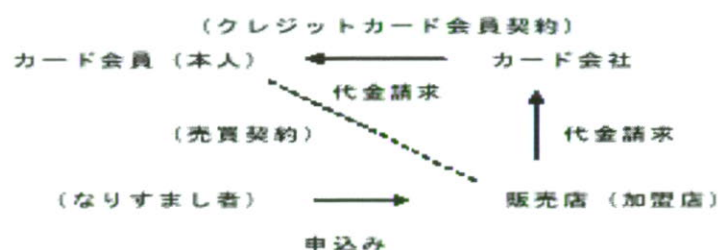
②本人は決済機関に対して支払義務があるか

i) クレジットカード決済の場合

インターネット通販におけるクレジットカードを用いた決済の場合、クレジットカード番号及び有効期限などを入力することによって行われることが多い。このような形態でなりすましが行われた場合、なりすまされた本人（カード会員）に支払義務が生じるか。

現行クレジットカード会員規約からすると、カード会員は、表見代理となる場合又はクレジットカード会員規約上の義務違反により本人に帰責事由がある場合などを除き、支払又は賠償義務を負わないこととなっている。

現行実務上の規約及び取扱いからすると、次のようになる。



a) なりすまされた本人に責任がある場合

なりすまされた本人に支払又は賠償義務がある。

しかし、なりすまされた本人に故意又は重大な過失がある場合やカード会員の関係者がカードを使用した場合などなりすまされた本人の責任が大きい場合を除いて、カード会社の負担又はカード会員契約に含まれている保険などにより、本人の支払うべき金額を補填している。また、第三者による不正使用のケースについては、カード会社が事実関係の調査を行った上、なりすまされた本人に対して、そもそも支払請求を行わない場合もある。

（なりすまされた本人に責任がある場合）

- ・ 家族や同居人がクレジットカードを使用した場合
- ・ 他人にクレジットカードを貸与し、そのカードが使用された場合
- ・ 他人にクレジットカード番号や有効期限などのカード情報を教え、そのカード番号などが使用された場合
- ・ クレジットカード以外に決済用に付与され、本人しか知り得ないID・パスワードなどが使用された場合

b)なりすまされた本人に責任がない場合

なりすまされた本人に支払義務はない。

(なりすまされた本人に責任がない場合)

- ・ クレジットカード番号及び有効期限が使用された場合であっても、クレジットカード及びクレジットカード番号などを適切に管理・保管していたとき
- ・ 加盟店からカード決済に必要な情報が漏洩し、使用された場合

ii)インターネットバンキング決済の場合

(略) ～

(2)インターネット通販における問題

インターネット通販において、なりすましが問題となるのは、主に決済の場面である。特に、クレジットカード決済やインターネットバンキング決済のように、消費者側から見て、商品購入と代金決済とで相手方が異なる場合、複数の当事者間における法律関係がどのようなになるかという複雑な問題が生じる。

これらの場合、①名義を冒用された者（なりすまされた本人）と販売店（売主）との間の法律関係、すなわち、名義を冒用された者と売主との間の契約が成立しているかどうかと②名義を冒用された者と決済機関（カード会社・銀行）との間の法律関係、すなわち、決済機関は名義を冒用された者に代金の支払を請求することができるか（又は無権限者の指示に従ってなされた振込は有効か）がそれぞれ問題となる。

①名義を冒用された者と販売店(売主)との間の法律関係

i)原則(事前合意がない場合)

本人以外の第三者がした意思表示については、当該第三者に代理権がある場合を除き、原則として本人に効果は帰属しない。しかし、民法は表見代理の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条）により一定の要件の下、本人に効果帰属を認めている。これらについては、a) 代理権があるかの如き外観の存在、b) 相手方の代理権の不存在についての善意無過失、c) 本人の帰責事由を要件とし、特にb)とc)の要件によって無権代理人の代理権を信じた者と本人

との利害を調整し、妥当な解決を図ることが可能となっている。なお、表見代理制度は、取引の相手方が当該第三者に代理権があると誤認した場合の規定であり、なりすましの場合に直接適用されるものではないが、判例は、代理人が直接本人の名で権限外の行為を行い、その相手方がその行為を本人自身の行為と信じた場合について基本代理権の存在を認定した上で、民法第 110 条の規定の類推適用を認めている（最高裁昭和 44 年 12 月 19 日第二小法廷判決・民集 23 卷 12 号 2539 頁）。

電子商取引においても、これと同様に本人による基本代理権の授与やこれに相当する本人の帰責性が認められる事案については、表見代理の規定を類推適用することにより、なりすまされた本人に効果帰属を認めることが可能である。

ii) 事前合意がある場合

ところで、継続的な契約関係がある当事者間においては、本人確認の方式等無権限者による意思表示の効果帰属について特約（基本契約）を予め締結する場合がある。すなわち、特定の ID やパスワードを使用することにより本人確認を行うこととし、当該方式に従って本人確認を行っていれば、仮に無権限者による意思表示であっても本人に効果を帰属させることとする場合がある。このような合意の効力をいかなる場合にも認めることについては、次のような問題がある。

契約自由の原則の下、事業者間取引のように、対等な当事者間において本人確認の方式について合意した場合には、原則としてその効力が認められるものと解される。

しかし、売主側が提供するシステムのセキュリティの安全性の程度について相手方が認識しないまま事前合意がなされた場合において、当該相手方が通常合理的に期待する安全性よりもセキュリティレベルが相当程度低いときは、事前合意の効力が制限される可能性がある。例えば、通常合理的に期待できる安全性を有したセキュリティシステムを前提とした上で事前合意がなされたものと認められるような場合であれば、そのような安全性を有していないセキュリティシステムの下で行われた無権限者による取引について、売主側が事前合意によって本人に効果帰属を主張する（履行を求める）ことができることにはならないであろう。なお、ここでいうセキュリティの内容としては、ファイアウォールの設置、データ送信の暗号化など狭義のシステム上の問題にとどまらず、顧客情報の管理等のあり方等も含まれる。

また、一方当事者が消費者の場合には、選択された方式の合理性・安全性について十分な判断ができないおそれがあること、方式について事業者が一方的に指定し、消費者の側に選択の自由がないのが通常であると考えられることから、消費者側の帰責事由の有無を問わず一律に消費者本人に対する効果帰属を認めるような事前合意は、消費者契約法第 10 条や民法第 90 条により無効となる可能性がある。

②名義を冒用された者と決済機関との間の法律関係

ⅰ)クレジットカード決済の場合

名義を冒用された者（カード会員）と売主（カード加盟店）との間の売買契約とカード会員とカード会社との間の立替払契約とは別個の契約であるため、カード会員とカード会社との決済については、売買契約の成否とは別に検討する必要がある。

ところで、インターネット通販におけるクレジットカードを用いた決済の場合、現在のところ、クレジットカード番号及び有効期限などを入力することによって行われるのが通常であるが、このような形態でなりすましが行われた場合、カード会員とカード会社との間で締結されている会員規約上、カード会員に支払義務が生ずるか否か問題となる。

現行のクレジットカード会員規約からすると、カード会員は、表見代理となる場合又はクレジットカード会員規約上の義務違反により本人に帰責事由がある場合などを除き、支払又は賠償義務を負わないこととなっている。

また、現行実務におけるクレジットカード会員規約は、概ね次のような内容となっている。

カード会員はクレジットカード及び暗証番号を善良なる管理者としての注意をもって管理・保管する義務を負う。この善管注意義務に反した結果、クレジットカードが不正使用された場合、カード会員は支払義務を負う。また、クレジットカードの紛失・盗難により不正使用された場合もカード会員は支払義務を負う。カード会員が支払義務を負う場合であっても、カード会員に故意又は重過失があるときや家族その他カード会員の関係者が使用したとき等を除き、カード会社の負担又はカード会員契約に含まれている保険などにより、本人の支払うべき金額を補填している。

以上をまとめると、カード会員に善管注意義務違反がない場合など、すなわ

ち、帰責事由がない場合、カード会員には支払義務はない。他方、カード会員に善管注意義務違反がある場合など、すなわち、帰責事由がある場合、カード会員に支払義務がある。しかし、カード会員に故意又は重過失がある場合等カード会員の帰責事由が大きい場合を除き、カード会員が実質的に負担を負うことはないようになっている。また、現行実務においては、インターネット取引のようなサインレス取引の場合、なりすましのようにより本人以外の第三者によってカード情報が不正に使用されたケースについては、カード会社が事実関係の調査を行った上、カード会員に対して、支払請求を行わない扱いをする場合もある。

ii) インターネットバンキング決済の場合

(略) ～

以上

経済産業省委託

電子商取引をめぐる環境に関する調査
(販売信用取引に係る研究調査)

平成18年3月

財団法人 政策科学研究所

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-8

東芝 EMI 永田町ビル 5 階

TEL 03-3581-2141 FAX 03-3581-2143